

令和 8 年第 3 回南幌町議会定例会議事日程

令和 8 年 9 月 7 日（月）

午 前 9 時 3 0 分 開 議

| 日程番号 | 事 件 番 号   | 事 件 名                                           | 結 果 |
|------|-----------|-------------------------------------------------|-----|
| 1    |           | 会議録署名議員の指名                                      |     |
| 2    |           | 会期の決定                                           |     |
| 3    |           | 諸般報告                                            |     |
|      |           | 1 会務報告                                          |     |
|      |           | 2 例月出納検査結果報告                                    |     |
|      |           | 3 令和 7 年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告               |     |
|      |           | 4 町長一般行政報告                                      |     |
| 4    |           | 一般質問                                            |     |
| 5    | 認定第 1 号   | 令和 7 年度各会計決算認定について                              |     |
| 6    | 認定第 2 号   | 令和 7 年度南幌町病院事業会計決算認定について                        |     |
| 7    | 認定第 3 号   | 令和 7 年度南幌町下水道事業会計決算認定について                       |     |
| 8    | 報告第 3 号   | 令和 7 年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告について       |     |
| 9    | 議案第 3 4 号 | 令和 8 年度南幌町一般会計補正予算（第 2 号）                       |     |
| 1 0  | 議案第 3 5 号 | 令和 8 年度南幌町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）                 |     |
| 1 1  | 議案第 3 6 号 | 令和 8 年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）                   |     |
| 1 2  | 議案第 3 7 号 | 令和 8 年度南幌町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）                |     |
| 1 3  | 議案第 3 8 号 | 字の区域の廃止について                                     |     |
| 1 4  | 議案第 3 9 号 | 町税条例の一部を改正する条例制定について                            |     |
| 1 5  | 議案第 4 0 号 | 南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |     |
| 1 6  | 議案第 4 1 号 | 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  |     |

| 日程番号 | 事 件 番 号   | 事 件 名                                                  | 結 果 |
|------|-----------|--------------------------------------------------------|-----|
| 1 7  | 議案第 4 2 号 | 南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について |     |
| 1 8  | 発議第 1 0 号 | 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査について                    |     |
| 1 9  | 報告第 4 号   | 株式会社南幌振興公社経営状況報告について                                   |     |

## 諸般報告 1

### 会 務 報 告

| 月   | 日     | 内 容                                  |
|-----|-------|--------------------------------------|
| 7 月 | 2 8 日 | 第 3 回議会臨時会を開催した。                     |
|     | 同 日   | 全員協議会を開催した。                          |
|     | 同 日   | 議会運営委員会所管事務調査を実施した。                  |
|     | 同 日   | 福岡県小郡市議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。       |
|     | 3 0 日 | 東京都狛江市議会が視察のため来町し、議長歓迎の挨拶を述べた。       |
| 8 月 | 3～5 日 | 空知町村議会議長会中央要望実行運動が東京都で開催され、議長出席した。   |
|     | 5 日   | 仁木町議会が視察のため来町し、副議長歓迎の挨拶を述べた。         |
|     | 7 日   | 議会懇談会を開催した。                          |
|     | 同 日   | 総務常任委員会所管事務調査を実施した。                  |
|     | 同 日   | 南空知町村議会議長連絡協議会副議長会が長沼町で開催され、副議長出席した。 |
|     | 1 7 日 | 議会議員研修会を開催した。                        |
|     | 1 8 日 | 北海道町村議会議長会主催広報研修会のため、札幌市に委員を派遣した。    |
|     | 2 4 日 | 空知町村議会議長会役員会が秩父別町で開催され、議長出席した。       |
|     | 2 6 日 | 全員協議会を開催した。                          |
|     | 2 8 日 | 長幌上水道企業団議会定例会が本町で開催され、関係議員出席した。      |
|     | 2 9 日 | 議員のすすめ～南幌町議会次世代育成研修～を開催した。           |
|     | 3 1 日 | 議会運営委員会を開催した。                        |



## 諸般報告 2

### 例月出納検査結果報告について

このことについて、令和8年8月17日付けをもって別紙のとおり監査委員から報告があったので報告する。

令和8年9月7日提出  
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

南 監 査 号  
令和 8 年 8 月 1 7 日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美  
南幌町監査委員 加 藤 真 悟

例月出納検査の結果について

令和 8 年 8 月 1 7 日に執行した令和 8 年 7 月分の例月出納検査結果を、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |         |                                                 |            |
|---------|-------------------------------------------------|------------|
| 1 検査現在日 | 令和 8 年 7 月 3 1 日                                | 一般会計及び特別会計 |
| 2 検査実施日 | 令和 8 年 8 月 1 7 日                                |            |
| 3 検査意見  | 出納事務は適法に取扱われており、異常ないものと認む。<br>現金出納状況は別紙のとおりである。 |            |

令和8年度

現金出納状況

令和8年7月31日現在（単位:円）

| 区 分                   |           | 歳 入           |             |                       | 歳 出               |               |                             | 残 高         | 一時借入・会計間流充用額                                  |               | 実 残 高                           |             |             |             |
|-----------------------|-----------|---------------|-------------|-----------------------|-------------------|---------------|-----------------------------|-------------|-----------------------------------------------|---------------|---------------------------------|-------------|-------------|-------------|
|                       |           | 前月までの受高       | 本 月 中 受 高   | 累 計                   | 前月までの払高           | 本 月 中 払 高     | 累 計                         |             | 会 計 名                                         | 金 額           |                                 |             |             |             |
|                       |           |               |             |                       |                   |               |                             |             | 一時借入金等<br>国 保 会 計 へ<br>介 護 会 計 へ<br>後 期 会 計 へ |               |                                 |             |             |             |
| 一 般 会 計               |           | 2,002,511,137 | 316,084,375 | 2,318,595,512         | 1,432,971,259     | 675,684,563   | 2,108,655,822               | 209,939,690 |                                               | 0             | 209,939,690                     |             |             |             |
| 国 保 会 計               |           | 179,660,954   | 77,299,567  | 256,960,521           | 122,322,803       | 51,026,352    | 173,349,155                 | 83,611,366  | 一般会計より                                        | 0             | 83,611,366                      |             |             |             |
| 介 護 保 険 会 計           |           | 184,015,917   | 145,354,400 | 329,370,317           | 165,815,039       | 83,984,338    | 249,799,377                 | 79,570,940  | 一般会計より                                        | 0             | 79,570,940                      |             |             |             |
| 後 期 高 齢 者 会 計         |           | 15,425,897    | 18,612,400  | 34,038,297            | 14,667,752        | 13,814,206    | 28,481,958                  | 5,556,339   | 一般会計より                                        | 0             | 5,556,339                       |             |             |             |
| 歳 入 歳 出 外             |           | 214,297,115   | 18,150,906  | 232,448,021           | 87,808,208        | 56,333,947    | 144,142,155                 | 88,305,866  |                                               | 0             | 88,305,866                      |             |             |             |
| 合 計                   |           | 2,595,911,020 | 575,501,648 | 3,171,412,668         | 1,823,585,061     | 880,843,406   | 2,704,428,467               | 466,984,201 |                                               | 0             | 466,984,201                     |             |             |             |
| 一<br>時<br>借<br>入<br>金 | 借 入 先     | 金 額           |             | 基<br>金<br>の<br>保<br>管 | 名 称               | 金 額           | 名 称                         | 金 額         | 名 称                                           | 金 額           | 歳<br>計<br>現<br>金<br>の<br>保<br>管 | 現 金（つり銭）    | 175,000     |             |
|                       | 南 幌 町 農 協 |               |             |                       | 財 政 調 整 基 金       | 1,046,412,028 | 農 業 支 援 対 策 基 金             | 874,050     |                                               |               |                                 | 信 金 定 期 預 金 | 10,577,400  |             |
|                       | 空 知 信 金   |               |             |                       | 減 債 基 金           | 184,501,952   | ふ る さ と 応 援 基 金             | 247,307,231 |                                               |               |                                 | 農 協 定 期 預 金 | 6,801,200   |             |
|                       |           |               |             |                       | 教 育 振 興 基 金       | 3,671,920     | 森 林 環 境 譲 与 税 基 金           | 4,287,871   |                                               |               |                                 | 農 協 普 通 預 金 | 449,430,601 |             |
|                       |           |               |             |                       | 地 域 福 祉 振 興 基 金   | 4,356,198     | 消 防 防 災 対 策 基 金             | 10,030,006  |                                               |               |                                 |             |             |             |
|                       |           |               |             |                       | 南 幌 温 泉 ハート＆ハート基金 | 38,486,932    | 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 基 金 | 117,541,432 |                                               |               |                                 |             |             |             |
|                       |           |               |             |                       | 中山間ふるさと水と土保全基金    | 10,703,335    | 介 護 給 付 費 等 準 備 基 金         | 68,958,299  |                                               |               |                                 |             |             |             |
|                       | 合 計       | 0             |             |                       |                   |               |                             |             | 合 計                                           | 1,737,131,254 |                                 |             | 合 計         | 466,984,201 |

令和8年度

病院事業会計

令和8年7月31日現在（単位:円）

| 区 分         |       | 歳 入         |            |             | 歳 出         |            |             | 残 高         | 一時借入・会計間流充用額    |             | 実 残 高       |     |         |
|-------------|-------|-------------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|-------------|-----------------|-------------|-------------|-----|---------|
|             |       | 前月までの受高     | 本 月 中 受 高  | 累 計         | 前月までの払高     | 本 月 中 払 高  | 累 計         |             | 区 分             | 金 額         |             |     |         |
| 病院事業（預金）    |       | 792,972,790 | 38,793,171 | 831,765,961 | 248,119,810 | 65,488,619 | 313,608,429 | 518,157,532 |                 |             | 518,157,532 |     |         |
| 病院事業（現金）    |       | 100,000     | 0          | 100,000     | 0           | 0          | 0           | 100,000     |                 |             | 100,000     |     |         |
| 病院事業（預り金）   |       | 32,549,432  | 5,990,046  | 38,539,478  | 24,045,110  | 11,024,110 | 35,069,220  | 3,470,258   |                 |             | 3,470,258   |     |         |
| 計           |       | 825,622,222 | 44,783,217 | 870,405,439 | 272,164,920 | 76,512,729 | 348,677,649 | 521,727,790 |                 |             | 521,727,790 |     |         |
| 一 借 入 金 時 金 | 借 入 先 | 金 額         |            | 基 金 の 保 管   | 名 称         | 金 額        | 名 称         | 金 額         | 歳 現 の 保 管 計 金 管 | 区 分         | 金 額         | 区 分 | 金 額     |
|             | 空知信金  |             |            |             |             |            |             |             |                 | 信 金 普 通 預 金 | 221,627,790 | 現 金 | 100,000 |
|             |       |             |            |             |             |            |             |             |                 | 信 金 定 期 預 金 | 250,000,000 |     |         |
|             | 計     | 0           |            |             | 合 計         | 0          | 農 協 定 期 預 金 | 50,000,000  |                 | 合 計         | 521,727,790 |     |         |

令和8年度

下水道事業会計

令和8年7月31日現在（単位:円）

| 区 分        |       | 歳 入        |           |                       | 歳 出        |           |            | 残 高        | 一時借入・会計間流充用額                    |        | 実 残 高      |     |            |
|------------|-------|------------|-----------|-----------------------|------------|-----------|------------|------------|---------------------------------|--------|------------|-----|------------|
|            |       | 前月までの受高    | 本 月 中 受 高 | 累 計                   | 前月までの払高    | 本 月 中 払 高 | 累 計        |            | 区 分                             | 金 額    |            |     |            |
| 下水道事業（預金）  |       | 99,448,816 | 9,532,067 | 108,980,883           | 48,333,074 | 4,450,312 | 52,783,386 | 56,197,497 |                                 |        | 56,197,497 |     |            |
| 下水道事業（現金）  |       | 0          | 0         | 0                     | 0          | 0         | 0          | 0          |                                 |        | 0          |     |            |
| 下水道事業（預り金） |       | 0          | 0         | 0                     | 0          | 0         | 0          | 0          |                                 |        | 0          |     |            |
| 計          |       | 99,448,816 | 9,532,067 | 108,980,883           | 48,333,074 | 4,450,312 | 52,783,386 | 56,197,497 |                                 |        | 56,197,497 |     |            |
| 一借入時金      | 借入先   | 金 額        |           | 基<br>の<br>保<br>管<br>金 | 名 称        | 金 額       | 名 称        | 金 額        | 歳<br>現<br>の<br>保<br>管<br>計<br>金 | 区 分    | 金 額        | 区 分 | 金 額        |
|            | 南幌町農協 |            |           |                       |            |           |            |            |                                 | 農協普通預金 | 56,197,497 | 現 金 | 0          |
|            | 計     | 0          |           |                       |            |           | 合 計        | 0          |                                 | 農協定期預金 | 0          | 合 計 | 56,197,497 |
|            |       |            |           |                       |            |           |            |            |                                 |        |            |     |            |



### 諸般報告 3

令和 7 年度南幌町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告  
について

このことについて、令和 8 年 8 月 2 7 日付けをもって別紙のとおり南幌町教育委員会から報告があったので報告する。

令和 8 年 9 月 7 日提出  
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記



## 認定第 1 号

### 令和 7 年度各会計決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項及び第 241 条第 5 項の規定により、令和 7 年度南幌町一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の各歳入歳出決算書を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和 8 年 9 月 7 日提出  
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町長 大 崎 貞 二 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美  
南幌町監査委員 加 藤 真 悟

令和7年度南幌町一般会計及び特別会計決算審査意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された令和7年度一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況を審査したので、次のとおり意見を提出します。

記

**1 審査の対象**

令和7年度南幌町一般会計歳入歳出決算  
令和7年度南幌町国民健康保険特別会計歳入歳出決算  
令和7年度南幌町介護保険特別会計歳入歳出決算  
令和7年度南幌町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

**2 審査の期間及び場所**

期間 令和8年7月27日から令和8年8月4日まで（うち6日間）  
場所 南幌町役場監査委員室

**3 審査の方法及び範囲**

決算の審査にあたっては、南幌町監査基準に基づき、町長から審査に付された令和7年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書等が関係法令に定める様式を基準として調製がされているか審査を行った。

審査の方法は、関係所管課等に決算に係る資料等の提出を求め、決算諸表の計数と会計帳票等の照合・検査のほか、関係所管課等への決算概況の聴取等の審査手続きにより、予算執行が適正かつ効率的に実施されているか、基金運用が適切かつ効率的に実施されているかを主眼に、会計別の予算執行状況の年度間比較などを実施した。

また、証書類の検証、現金・預金の残高及び有価証券の確認等については、地方自治法第199条及び第235条の2の規定に基づき、定例監査及び例月出納検査において実施したので、その結果を踏まえて審査した。

なお、審査の内容は千円単位の四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

#### 4 審査の内容

##### (1) 財政規模（歳入、歳出）について

(単位：千円)

| 会 計 区 分     | 当 初<br>予算額 | 予算現額       | 決 算 額      |        |            |       |
|-------------|------------|------------|------------|--------|------------|-------|
|             |            |            | 歳入         | 収入率    | 歳出         | 執行率   |
| 一 般 会 計     | 7,653,063  | 8,427,960  | 8,286,734  | 98.3%  | 8,174,701  | 97.0% |
| 国民健康保険特別会計  | 975,640    | 996,970    | 1,011,740  | 101.5% | 977,476    | 98.0% |
| 介護保険特別会計    | 878,821    | 989,853    | 985,503    | 99.6%  | 959,807    | 97.0% |
| 後期高齢者医療特別会計 | 142,201    | 147,031    | 146,663    | 99.7%  | 145,482    | 98.9% |
| 特別会計小計      | 1,996,662  | 2,133,854  | 2,143,906  | 100.5% | 2,082,765  | 97.6% |
| 合 計         | 9,649,725  | 10,561,814 | 10,430,640 | 98.8%  | 10,257,466 | 97.1% |

令和7年度一般会計及び3特別会計の合計予算規模は、当初予算額9,649,725千円に対して予算現額は10,561,814千円と912,089千円、9.5%増加した。

##### ①一般会計歳出予算の規模について

(単位：千円)

| 区 分         | 令 和 7 年 度 |        |         |           |       |
|-------------|-----------|--------|---------|-----------|-------|
|             | 当初予算額     | 構成比    | 補正額     | 予算現額      | 補正率   |
| 議 会 費       | 52,440    | 0.7%   | 135     | 52,575    | 0.3%  |
| 総 務 費       | 1,575,701 | 20.6%  | 173,282 | 1,748,983 | 11.0% |
| 民 生 費       | 1,817,774 | 23.8%  | 342,440 | 2,160,214 | 18.8% |
| 衛 生 費       | 600,005   | 7.8%   | 21,391  | 621,396   | 3.6%  |
| 農 林 水 産 業 費 | 678,280   | 8.9%   | 45,768  | 724,048   | 6.7%  |
| 商 工 費       | 155,415   | 2.0%   | 462     | 155,877   | 0.3%  |
| 土 木 費       | 1,107,960 | 14.5%  | 234,914 | 1,342,874 | 21.2% |
| 消 防 費       | 259,320   | 3.4%   | △223    | 259,097   | △0.1% |
| 教 育 費       | 730,275   | 9.5%   | △44,462 | 685,813   | △6.1% |
| 公 債 費       | 674,893   | 8.8%   | 1,203   | 676,096   | 0.2%  |
| 予 備 費       | 1,000     | 0.0%   | △13     | 987       | △1.3% |
| 合 計         | 7,653,063 | 100.0% | 774,897 | 8,427,960 | 10.1% |

令和7年度一般会計予算規模は、当初予算額7,653,063千円に対して予算現額は8,427,960千円と774,897千円、10.1%の増加である。

歳出予算増減の主なもの、増加は総務費で173,282千円、11.0%、民生費で342,440千円、18.8%、土木費で234,914千円、21.2%、減額は消防費、教育費、予備費で減額補正を行っている。

## ②一般会計歳入予算の規模について

(単位：千円)

| 区 分             | 令和7年度     |        |          |           |        |
|-----------------|-----------|--------|----------|-----------|--------|
|                 | 当初予算額     | 構成比    | 補正額      | 予算現額      | 補正率    |
| 町 税             | 849,578   | 11.1%  | 84,921   | 934,499   | 10.0%  |
| 地 方 譲 与 税       | 91,000    | 1.2%   | △1,712   | 89,288    | △1.9%  |
| 利 子 割 交 付 金     | 500       | 0.0%   | 1,117    | 1,617     | 223.4% |
| 配 当 割 交 付 金     | 2,500     | 0.0%   | 1,198    | 3,698     | 47.9%  |
| 株式等譲渡所得割交付金     | 1,500     | 0.0%   | 4,982    | 6,482     | 332.1% |
| 法 人 事 業 税 交 付 金 | 13,000    | 0.2%   | 1,354    | 14,354    | 10.4%  |
| 地 方 消 費 税 交 付 金 | 183,000   | 2.4%   | 25,522   | 208,522   | 13.9%  |
| ゴルフ場利用税交付金      | 5,000     | 0.1%   | 1,393    | 6,393     | 27.9%  |
| 環 境 性 能 割 交 付 金 | 9,000     | 0.1%   | 1,469    | 10,469    | 16.3%  |
| 地 方 特 例 交 付 金   | 9,000     | 0.1%   | 3,198    | 12,198    | 35.5%  |
| 地 方 交 付 税       | 2,790,000 | 36.4%  | 317,379  | 3,107,379 | 11.4%  |
| 交通安全対策特別交付金     | 800       | 0.0%   | 0        | 800       | 0.0%   |
| 分 担 金 及 び 負 担 金 | 34,497    | 0.5%   | 2,974    | 37,471    | 8.6%   |
| 使 用 料 及 び 手 数 料 | 35,743    | 0.5%   | 0        | 35,743    | 0.0%   |
| 国 庫 支 出 金       | 1,130,094 | 14.8%  | 318,803  | 1,448,897 | 28.2%  |
| 道 支 出 金         | 788,842   | 10.3%  | 78,438   | 867,280   | 9.9%   |
| 財 産 収 入         | 29,879    | 0.4%   | 7,397    | 37,276    | 24.8%  |
| 寄 附 金           | 200,020   | 2.6%   | △15,560  | 184,460   | △7.8%  |
| 繰 入 金           | 559,417   | 7.3%   | △347,322 | 212,095   | △62.1% |
| 繰 越 金           | 20,000    | 0.3%   | 62,125   | 82,125    | 310.6% |
| 諸 収 入           | 147,693   | 1.9%   | 24,321   | 172,014   | 16.5%  |
| 町 債             | 752,000   | 9.8%   | 202,900  | 954,900   | 27.0%  |
| 合 計             | 7,653,063 | 100.0% | 774,897  | 8,427,960 | 10.1%  |

歳入予算の主な増額補正は町税84,921千円、10.0%、利子割交付金1,117千円、223.4%、配当割交付金1,198千円、47.9%、株式等譲渡所得割交付金4,982千円、332.1%、法人事業税交付金1,354千円、10.4%、地方消費税交付金25,522千円、13.9%、地方特例交付金3,198千円、35.5%、地方交付税317,379千円、11.4%、国庫支出金318,803千円、28.2%、財産収入7,397千円、24.8%、繰越金62,125千円、310.6%、町債202,900千円、27.0%となった。

主な減額補正は、地方譲与税△1,712千円、△1.9%、寄附金△15,560千円、△7.8%、繰入金△347,322千円、△62.1%となっている。

### ③特別会計の財政規模について

3つの特別会計の歳出決算合計額2,082,765千円は、予算現額2,133,854千円に対し△51,089千円、2.4%の減少となった。

歳入決算額合計2,143,906千円は、予算現額に対し10,052千円、収入率100.5%、前年度決算額2,046,799千円に対し97,107千円、4.7%の増加となっている。

### (2) 実質収支について

(単位：千円)

| 区 分     | 令和7年度   |        |        |        |        |       | 令和6年度    |          |
|---------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|----------|----------|
|         | 一般会計    |        |        | 特別会計   |        |       | 一般<br>会計 | 特別<br>会計 |
|         | 金 額     | 前年度対比  |        | 金 額    | 前年度対比  |       |          |          |
|         |         | 増減額    | 増減率    |        | 増減額    | 増減率   |          |          |
| 形 式 収 支 | 112,033 | 29,908 | 36.4%  | 61,141 | 17,774 | 41.0% | 82,125   | 43,367   |
| 繰越明許費   | 4,444   | △3,626 | △44.9% | 0      | 0      | -     | 8,070    | 0        |
| 実 質 収 支 | 107,589 | 33,534 | 45.3%  | 61,141 | 17,774 | 41.0% | 74,055   | 43,367   |

令和7年度一般会計における形式収支額（歳入歳出差引）112,033千円は、前年度比29,908千円、36.4%増加している。繰越明許費等を除いた実質収支については107,589千円と前年度比33,534千円、45.3%増加している。

令和7年度は、繰越明許費として生活応援チケット事業3,694千円（繰越額66,168千円）、物価高対応子育て応援手当支給事業（繰越額1,600千円）、長幌上水道企業団負担金750千円（繰越額28,250千円）が計上され前年度比3,626千円の減少となったが、歳出及び歳入が翌年度となることから、実質収支には影響していない。

3特別会計の形式収支、実質収支はともに黒字となり、合計61,141千円と前年度比17,774千円、41.0%の増加となった。

### (3) 財政構造の弾力性について

健全な財政運営の要件は、収支の均衡を図りながら、毎年度、支出が必要になる義務的経費に充てる財源に加えて、社会経済や行政需要、住民のニーズに的確に応え変化に適切に対応するための施策に充てる財源を確保していくことが必要である。これらを判断するための主要財務指標の推移は次表のとおりである。

| 区 分   | 財政力指数<br>(3か年平均) | 経常収支比率 | 経常一般財源比率 | 実質公債費比率 |
|-------|------------------|--------|----------|---------|
| 令和7年度 | 0.27             | 86.5%  | 102.5%   | 12.2%   |
| 令和6年度 | 0.28             | 90.9%  | 101.2%   | 12.4%   |
| 令和5年度 | 0.28             | 91.0%  | 100.7%   | 11.7%   |
| 令和4年度 | 0.28             | 91.9%  | 100.2%   | 10.5%   |
| 令和3年度 | 0.28             | 87.5%  | 98.2%    | 10.2%   |

### ①財政力指数

標準的な行政活動の財源の自力調達力を示し、地方公共団体の財政基盤の強弱を示している。過去3年間の値を単純平均して求め、財政力指数が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体ということになり、令和3年度から令和6年度は0.28、令和7年度は0.27となった。

### ②経常収支比率

税や地方交付税などの経常的に収入される一般財源が人件費、扶助費、公債費等の経常的支出にどの程度充当されているかを表す指標であり、「100%」に近いほど財政にゆとりがないとされ、80%までが適正とされている。

令和7年度は86.5%と前年度比4.4%減少した。

### ③経常一般財源比率

経常一般財源比率は、毎年度継続して収入される地方税・地方譲与税・地方消費税・普通交付税などの財源のうち、使途が特定されずに使用できる収入と標準財政規模に対する比率であり、この比率が「100%」を超えるほど一般財源に余裕がある。

令和7年度は標準財政規模の増加に対して、町税や普通交付税が増えたことにより、経常一般財源が、前年度比288,174千円と増加したことで、102.5%と前年度比1.3%増加している。

### ④実質公債費比率

実質公債費比率は、経常一般財源に占める公債費の比率で元利償還額の負担状況を示すもので、通常3年間の平均値を使用し18%以上だと新たな起債に国や北海道の許可が必要となり、25%以上だと起債を制限される。

令和7年度は12.2%、前年度比△0.2%、令和3年度対比で2.0%増加している。

#### (4) 一般会計について

##### ①歳入について

(単位：千円)

| 区 分               | 令和7年度     |        |          |        | 令和6年度     |        |          |        |
|-------------------|-----------|--------|----------|--------|-----------|--------|----------|--------|
|                   | 決算額       | 構成比    | 前年度比     |        | 決算額       | 構成比    | 前年度比     |        |
|                   |           |        | 増減額      | 増減率    |           |        | 増減額      | 増減率    |
| 町 税               | 939,856   | 11.3%  | 103,929  | 12.4%  | 835,927   | 10.2%  | 9,984    | 1.2%   |
| 地 方 譲 与 税         | 88,500    | 1.1%   | 734      | 0.8%   | 87,766    | 1.1%   | △388     | △0.4%  |
| 利 子 割 交 付 金       | 1,617     | 0.0%   | 1,231    | 318.9% | 386       | 0.0%   | 96       | 33.1%  |
| 配 当 割 交 付 金       | 3,698     | 0.0%   | 25       | 0.7%   | 3,673     | 0.0%   | 977      | 36.2%  |
| 株式等譲渡所得割<br>交 付 金 | 6,482     | 0.1%   | 832      | 14.7%  | 5,650     | 0.1%   | 2,539    | 81.6%  |
| 法人事業税交付金          | 14,354    | 0.2%   | 513      | 3.7%   | 13,841    | 0.2%   | 1,205    | 9.5%   |
| 地方消費税交付金          | 208,522   | 2.5%   | 15,431   | 8.0%   | 193,091   | 2.3%   | 5,264    | 2.8%   |
| ゴルフ場利用税<br>交 付 金  | 6,393     | 0.1%   | 89       | 1.4%   | 6,304     | 0.1%   | 302      | 5.0%   |
| 環境性能割交付金          | 10,469    | 0.1%   | 697      | 7.1%   | 9,772     | 0.1%   | △35      | △0.4%  |
| 地方特例交付金           | 12,198    | 0.2%   | △32,055  | △72.4% | 44,253    | 0.5%   | 35,285   | 393.5% |
| 地 方 交 付 税         | 3,107,379 | 37.5%  | 197,014  | 6.8%   | 2,910,365 | 35.4%  | 87,972   | 3.1%   |
| 一般財源小計            | 4,399,468 | 53.1%  | 288,440  | 7.0%   | 4,111,028 | 50.0%  | 143,201  | 3.6%   |
| 交通安全対策特別<br>交 付 金 | 914       | 0.0%   | △12      | △1.3%  | 926       | 0.0%   | 60       | 6.9%   |
| 分担金・負担金           | 37,314    | 0.5%   | △14,937  | △28.6% | 52,251    | 0.6%   | 32,512   | 164.7% |
| 使用料・手数料           | 39,512    | 0.5%   | △2,925   | △6.9%  | 42,437    | 0.5%   | 1,356    | 3.3%   |
| 国 庫 支 出 金         | 1,341,975 | 16.1%  | 52,401   | 4.1%   | 1,289,574 | 15.7%  | 524,028  | 68.5%  |
| 道 支 出 金           | 858,150   | 10.4%  | △77,501  | △8.3%  | 935,651   | 11.4%  | △78,875  | △7.8%  |
| 財 産 収 入           | 35,921    | 0.4%   | 7,179    | 25.0%  | 28,742    | 0.3%   | △10,098  | △26.0% |
| 寄 附 金             | 184,445   | 2.2%   | 2,649    | 1.5%   | 181,796   | 2.2%   | △21,644  | △10.6% |
| 繰 入 金             | 197,294   | 2.4%   | △35,592  | △15.3% | 232,886   | 2.8%   | △231,347 | △49.8% |
| 繰 越 金             | 82,125    | 1.0%   | △45,486  | △35.6% | 127,611   | 1.6%   | 1,940    | 1.5%   |
| 諸 収 入             | 164,216   | 2.0%   | △2,128   | △1.3%  | 166,344   | 2.0%   | △223,160 | △57.3% |
| 町 債               | 945,400   | 11.4%  | △117,578 | △11.1% | 1,062,978 | 12.9%  | 240,765  | 29.3%  |
| 特定財源小計            | 3,887,266 | 46.9%  | △233,930 | △5.7%  | 4,121,196 | 50.0%  | 235,537  | 6.1%   |
| 合 計               | 8,286,734 | 100.0% | 54,510   | 0.7%   | 8,232,224 | 100.0% | 378,738  | 4.8%   |

令和7年度の一般会計の歳入決算額は8,286,734千円と予算現額8,427,960千円に対し収入率98.3%、調定額8,307,538千円に対し99.7%、前年度比54,510千円、0.7%の増加となっている。

そのうち一般財源は4,399,468千円で前年度比288,440千円、7.0%増加し、特定財源は3,887,266千円で前年度比△233,930千円、5.7%減少している。

なお、寄附金のうち、ふるさと応援寄附金は13,116件、179,325千円と前年度を5,449千円上回った。返礼品を含めた諸経費は90,697千円と受入れ寄附金額の50.6%となった。

住民が他市町村に寄附した件数は441件、28,714千円と前年度の396件、24,579千円に対し、4,135千円増加しており、町民税影響額は16,683千円となっている。

## ②町税の収納状況について

(単位：千円)

| 区 分   | 調定額     | 収入済額    |        | 不 納<br>欠損額 | 収 入<br>未済額 | 収 納 率  |        | 不 納<br>欠損率 | 未収率  |
|-------|---------|---------|--------|------------|------------|--------|--------|------------|------|
|       |         | 金 額     | 構成比    |            |            | 7 年 度  | 6 年 度  |            |      |
| 個人町民税 | 415,652 | 404,091 | 43.0%  | 200        | 11,361     | 97.2%  | 97.4%  | 0.1%       | 2.7% |
| 法人町民税 | 59,610  | 59,212  | 6.3%   | 0          | 398        | 99.3%  | 99.7%  | 0.0%       | 0.7% |
| 固定資産税 | 369,562 | 363,089 | 38.6%  | 43         | 6,430      | 98.2%  | 98.7%  | 0.0%       | 1.8% |
| 軽自動車税 | 30,921  | 30,828  | 3.3%   | 0          | 93         | 99.7%  | 99.9%  | 0.0%       | 0.3% |
| たばこ税  | 65,389  | 65,389  | 7.0%   | 0          | 0          | 100.0% | 100.0% | 0.0%       | 0.0% |
| 入湯税   | 17,247  | 17,247  | 1.8%   | 0          | 0          | 100.0% | 100.0% | 0.0%       | 0.0% |
| 町税計   | 958,381 | 939,856 | 100.0% | 243        | 18,282     | 98.1%  | 98.4%  | 0.0%       | 1.9% |

令和7年度の町税調定額は滞納繰越分を含め958,381千円と前年度比109,034千円、12.8%増加した。

収入済額939,856千円は前年度比103,929千円、12.4%増加している。調定額958,381千円に対する収納率は98.1%と前年度より0.3%減少となった。

不納欠損額244千円は前年度比40千円であった。

収入未済額18,282千円は前年度比5,066千円、未収率1.9%は前年度より0.3%増加している。

## ③町税等の不納欠損処分の状況について

令和7年度末の町税と保険税(料)の収入未済額は59,054千円(うち、現年分9,899千円、滞納繰越分49,155千円)と前年度末の55,796千円(うち、現年分4,186千円、滞納繰越分51,610千円)より増加した。なお、滞納繰越分に係る不納欠損額は623千円と前年度の84千円を539千円上回っている。

町税等の収納対策については、年間を通じて滞納者の預金調査等の各種調査688件を行うとともに、恒常的な収納活動については折衝経過をシステムに記録し、情報共有を図り効率的な収納事務を推進している。また、催告書の送付や電話による催告等を行い、滞納者へ納税意識の喚起を図るとともに、納付に応じない滞納者に対しては、差押執行20件、560千円(前年度21件、1,033千円)など滞納処分を行っている。

なお、行政サービス制限条例により納税確認の依頼があった各種申請 931 件のうち、納税相談が必要となった者は 13 名で、このうち 11 名は面談等を行い、納付又は特例措置により対応が図られている。

# 【不納欠損の状況（滞納繰越分）】

(単位：千円、人)

| 区 分                |            | 調 定 額   |         | 収 納 額   |       |         |       | 不納欠損額   |      |         |      |
|--------------------|------------|---------|---------|---------|-------|---------|-------|---------|------|---------|------|
|                    |            | 令和 7 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |       | 令和 6 年度 |       | 令和 7 年度 |      | 令和 6 年度 |      |
|                    |            | 金 額     | 金 額     | 金 額     | 収納率   | 金 額     | 収納率   | 金 額     | 欠損率  | 金 額     | 欠損率  |
| 町<br>税             | 個 人 町 民 税  | 9,256   | 9,327   | 852     | 9.2%  | 1,525   | 16.4% | 200     | 2.2% | 33      | 0.4% |
|                    | 法 人 町 民 税  | 64      | 95      | 16      | 25.0% | 31      | 32.6% | 0       | 0.0% | 0       | 0.0% |
|                    | 固 定 資 産 税  | 4,661   | 5,027   | 512     | 11.0% | 885     | 17.6% | 43      | 0.9% | 45      | 0.9% |
|                    | 軽 自 動 車 税  | 25      | 65      | 0       | 0.0%  | 50      | 76.9% | 0       | 0.0% | 6       | 9.2% |
|                    | 小 計        | 14,006  | 14,514  | 1,380   | 9.9%  | 2,491   | 17.2% | 243     | 1.7% | 84      | 0.6% |
| 保<br>険<br>税<br>(料) | 国民健康保険税    | 40,735  | 46,521  | 5,145   | 12.6% | 8,255   | 17.7% | 380     | 0.9% | 0       | 0.0% |
|                    | 介 護 保 険 料  | 984     | 1,210   | 181     | 18.4% | 286     | 23.6% | 0       | 0.0% | 0       | 0.0% |
|                    | 後期高齢者医療保険料 | 971     | 688     | 209     | 21.5% | 208     | 30.2% | 0       | 0.0% | 0       | 0.0% |
|                    | 小 計        | 42,690  | 48,419  | 5,535   | 13.0% | 8,749   | 18.1% | 380     | 0.9% | 0       | 0.0% |
| 合 計                |            | 56,696  | 62,933  | 6,915   | 12.1% | 11,240  | 17.9% | 623     | 1.1% | 84      | 0.1% |

令和 7 年度における町税・国民健康保険税などの不納欠損処分の内容は、個人町民税 5 名、1 社、14 件、200 千円、固定資産税 2 名、1 社、9 件、43 千円、国民健康保険税 2 名、11 件、380 千円となった。

不納欠損処分については、税や使用料等の公平かつ公正な町民負担の確保の観点から、個別対応の詳細について検証した結果、地方税法第 18 条第 1 項の規定による時効 5 年を経過した者が 9 名、34 件、623 千円と法の規定による処分であり、やむを得ないものと認められた。

#### ④歳出（節別）について

（単位：千円）

| 区 分        | 令和 7 年度   |           |        |          |        |  | 令和 6 年度   |        |
|------------|-----------|-----------|--------|----------|--------|--|-----------|--------|
|            | 予算現額      | 決 算 額     |        | 前年度比     |        |  | 決 算 額     |        |
|            |           | 金 額       | 構成比    | 増減額      | 増減率    |  | 金 額       | 構成比    |
| 報 酬        | 101,229   | 91,427    | 1.1%   | 18,143   | 24.8%  |  | 73,284    | 0.9%   |
| 給 料        | 416,613   | 415,176   | 5.0%   | 6,467    | 1.6%   |  | 408,709   | 5.0%   |
| 職 員 手 当 等  | 261,875   | 257,382   | 3.1%   | 10,743   | 4.4%   |  | 246,639   | 3.0%   |
| 共 済 費      | 198,502   | 192,131   | 2.4%   | 23,114   | 13.7%  |  | 169,017   | 2.1%   |
| 報 償 費      | 8,173     | 6,410     | 0.1%   | 676      | 11.8%  |  | 5,734     | 0.1%   |
| 旅 費        | 10,439    | 6,018     | 0.1%   | △3       | 0.0%   |  | 6,021     | 0.1%   |
| 交 際 費      | 1,200     | 776       | 0.0%   | △350     | △31.1% |  | 1,126     | 0.0%   |
| 需 用 費      | 387,217   | 371,408   | 4.5%   | △38,888  | △9.5%  |  | 410,296   | 5.0%   |
| 役 務 費      | 61,926    | 54,990    | 0.7%   | 10,667   | 24.1%  |  | 44,323    | 0.5%   |
| 委 託 料      | 982,934   | 960,566   | 11.8%  | 49,647   | 5.5%   |  | 910,919   | 11.2%  |
| 使用料及び賃借料   | 58,275    | 54,921    | 0.7%   | △1,118   | △2.0%  |  | 56,039    | 0.7%   |
| 工 事 請 負 費  | 1,170,723 | 1,153,926 | 14.1%  | △406,579 | △26.1% |  | 1,560,505 | 19.2%  |
| 原 材 料 費    | 9,794     | 9,626     | 0.1%   | 535      | 5.9%   |  | 9,091     | 0.1%   |
| 公有財産購入費    | 30        | 10        | 0.0%   | 5        | 100.0% |  | 5         | 0.0%   |
| 備 品 購 入 費  | 28,124    | 26,889    | 0.3%   | △15,227  | △36.2% |  | 42,116    | 0.5%   |
| 負担金補助及び交付金 | 2,166,357 | 2,141,373 | 26.2%  | 154,082  | 7.8%   |  | 1,987,291 | 24.4%  |
| 扶 助 費      | 785,349   | 759,236   | 9.3%   | 94,785   | 14.3%  |  | 664,451   | 8.2%   |
| 貸 付 金      | 500       | 0         | 0.0%   | 0        | 0.0%   |  | 0         | 0.0%   |
| 保障補填及び賠償金  | 0         | 0         | 0.0%   | 0        | 0.0%   |  | 0         | 0.0%   |
| 償還金利子及び割引料 | 704,758   | 703,632   | 8.6%   | 28,926   | 4.3%   |  | 674,706   | 8.3%   |
| 投資及び出資金    | 28,732    | 28,732    | 0.4%   | 1,046    | 3.8%   |  | 27,686    | 0.3%   |
| 積 立 金      | 356,114   | 355,663   | 4.4%   | 84,806   | 31.3%  |  | 270,857   | 3.3%   |
| 寄 附 金      | 0         | 0         | 0.0%   | 0        | 0.0%   |  | 0         | 0.0%   |
| 公 課 費      | 874       | 815       | 0.0%   | 380      | 87.4%  |  | 435       | 0.0%   |
| 繰 出 金      | 591,217   | 583,594   | 7.1%   | 2,745    | 0.5%   |  | 580,849   | 7.1%   |
| 予 備 費      | 987       | 0         | 0.0%   | 0        | 0.0%   |  | 0         | 0.0%   |
| 合 計        | 8,331,942 | 8,174,701 | 100.0% | 24,602   | 0.3%   |  | 8,150,099 | 100.0% |

令和 7 年度一般会計歳出予算現額（繰越額除く）8,331,942 千円に対して決算額 8,174,701 千円、執行率 98.1%と前年度比 24,602 千円、0.3%増加している。

## ⑤性質別歳出の構成比の状況について

(単位：％)

| 区 分     | 令和7年度 | 令和6年度 | 令和5年度 | 令和4年度 | 令和3年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人 件 費   | 10.7  | 10.1  | 10.4  | 10.4  | 12.0  |
| 扶 助 費   | 16.0  | 14.8  | 11.6  | 10.9  | 11.9  |
| 公 債 費   | 8.3   | 7.8   | 8.3   | 7.5   | 8.1   |
| 義務的経費計  | 35.0  | 32.7  | 30.3  | 28.8  | 32.0  |
| 普通建設事業費 | 18.1  | 25.1  | 22.3  | 26.7  | 11.5  |
| 災害復旧事業費 | —     | —     | —     | —     | —     |
| 投資的経費計  | 18.1  | 25.1  | 22.3  | 26.7  | 11.5  |
| 物 件 費   | 13.9  | 13.0  | 13.0  | 12.0  | 12.4  |
| 補 助 費   | 19.4  | 17.2  | 20.5  | 20.0  | 19.3  |
| 繰 出 金   | 5.5   | 5.1   | 6.1   | 5.6   | 5.8   |
| そ の 他   | 8.1   | 6.9   | 7.8   | 6.9   | 19.0  |
| その他経費計  | 46.9  | 42.2  | 47.4  | 44.5  | 56.5  |
| 合 計     | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |

過去5年間の性質別歳出の構造を見ると、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）では令和7年度は35.0%で令和3年度対比3.0%構成比が増加している。内訳では人件費は1.3%の減少し、扶助費4.1%、公債費0.2%といずれも増加している。

## ⑥一般会計の地方債について

(単位：千円)

| 区 分                | 令和7年度     |        |         |          |        |         |        | 令和6年度     |        |
|--------------------|-----------|--------|---------|----------|--------|---------|--------|-----------|--------|
|                    | 残 高       | 構成比    | 発行額     | 前年度比     |        | 元利償還金   |        | 残 高       | 構成比    |
|                    |           |        |         | 増減額      | 増減率    | 元金      | 利子     |           |        |
| 一 般 公 共 事 業 債      | 273,485   | 3.3%   | 155,800 | 139,080  | 103.5% | 16,720  | 609    | 134,405   | 1.7%   |
| 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 | 91,958    | 1.1%   | 0       | △6,118   | △6.2%  | 6,118   | 282    | 98,076    | 1.2%   |
| 公営住宅建設事業債          | 50,137    | 0.6%   | 0       | △10,866  | △17.8% | 10,866  | 404    | 61,003    | 0.8%   |
| 全 国 防 災 事 業 債      | 176,489   | 2.1%   | 0       | △11,394  | △6.1%  | 11,394  | 740    | 187,883   | 2.4%   |
| 学校教育施設整備事業債        | 0         | 0.0%   | 0       | △2,325   | 皆減     | 2,325   | 1      | 2,325     | 0.0%   |
| 社会福祉施設整備事業債        | 7,500     | 0.1%   | 7,500   | 7,500    | 皆増     | 0       | 0      | 0         | 0.0%   |
| 一般廃棄物処理事業債         | 34,318    | 0.4%   | 0       | △3,395   | △9.0%  | 3,395   | 73     | 37,713    | 0.5%   |
| 一般補助施設整備等事業債       | 1,400,706 | 16.9%  | 216,200 | 164,359  | 13.3%  | 51,841  | 10,876 | 1,236,347 | 15.5%  |
| 一 般 単 独 事 業 債      | 1,203,662 | 14.6%  | 105,200 | 4,847    | 0.4%   | 100,353 | 5,186  | 1,198,815 | 15.1%  |
| 第三セクター等改革推進債       | 290,226   | 3.5%   | 0       | △91,791  | △24.0% | 91,791  | 8,025  | 382,017   | 4.8%   |
| 緊急防災・減災事業債         | 1,371,730 | 16.6%  | 285,100 | 178,569  | 15.0%  | 106,531 | 6,144  | 1,193,161 | 15.0%  |
| 辺 地 対 策 事 業 債      | 43,614    | 0.5%   | 0       | △3,086   | △6.6%  | 3,086   | 239    | 46,700    | 0.6%   |
| 財 源 対 策 債          | 200,108   | 2.4%   | 124,700 | 116,593  | 139.6% | 8,107   | 456    | 83,515    | 1.0%   |
| 減 収 補 填 債          | 4,955     | 0.1%   | 0       | △991     | △16.7% | 991     | 1      | 5,946     | 0.1%   |
| 減 税 補 填 債          | 374       | 0.0%   | 0       | △967     | △72.1% | 967     | 1      | 1,341     | 0.0%   |
| 臨時財政対策債            | 1,278,060 | 15.5%  | 0       | △168,252 | △11.6% | 168,252 | 3,339  | 1,446,312 | 18.2%  |
| 道 貸 付 金            | 608,044   | 7.3%   | 50,900  | 15,430   | 2.6%   | 35,470  | 2,979  | 592,614   | 7.4%   |
| 一 般 会 計 出 資 債      | 1,239,174 | 15.0%  | 0       | △10,977  | △0.9%  | 10,977  | 6,162  | 1,250,151 | 15.7%  |
| 合 計                | 8,274,540 | 100.0% | 945,400 | 316,216  | 4.0%   | 629,184 | 45,517 | 7,958,324 | 100.0% |

令和7年度末一般会計の地方債残高は8,274,540千円で前年度比316,216千円、4.0%増加している。

令和7年度の発行額945,400千円の主なものは、一般公共事業債155,800千円、財源対策債124,700千円（準工業用地等整備事業（道路整備事業）、公園施設長寿命化整備事業（ふきの塔改修設計業務）等）、社会福祉施設整備事業債7,500千円（学童保育施設整備事業）、一般補助施設整備等事業債216,200千円（温泉周辺整備事業、認定こども園施設整備事業）、一般単独事業債105,200千円（夕張太公営住宅改修事業、町道長寿命化整備事業（中央通歩道改修事業）等）、緊急防災・減災事業債285,100千円（夕張太ふれあい館改修事業、小学校改修事業、農村環境改善センター改修事業等）、道貸付金50,900千円（農業競争力基盤強化特別対策事業、準工業用地等整備事業（大型看板設置工事分））の発行である。

令和7年度地方債償還元金629,184千円は前年度比21,858千円、3.6%の増加、償還利子45,517千円は前年度比13,518千円、42.2%の増加、償還元利総額では35,376千円の増加となった。

## ⑦有価証券・債権・出資金について

（単位：千円）

| 区 分              |                     | 令和7年度   |       |       | 令和6年度<br>残 高 | 令和5年度<br>残 高 |
|------------------|---------------------|---------|-------|-------|--------------|--------------|
|                  |                     | 残 高     | 増 加   | 減 少   |              |              |
| 有<br>価<br>証<br>券 | 株 式 会 社 南 幌 振 興 公 社 | 31,800  | 1,300 | 0     | 30,500       | 30,500       |
|                  | 株式会社南幌リゾート公社        | 100,000 | 0     | 0     | 100,000      | 100,000      |
|                  | 株式会社南幌町農産物加工センター    | 8,500   | 0     | 0     | 8,500        | 8,500        |
|                  | 北 海 道 曹 達 株 式 会 社   | 50      | 0     | 0     | 50           | 50           |
|                  | 合 計                 | 140,350 | 1,300 | 0     | 139,050      | 139,050      |
| 債<br>権           | ふ る さ と 融 資 貸 付 金   | 4,008   | 0     | 2,666 | 6,674        | 9,340        |
|                  | 合 計                 | 4,008   | 0     | 2,666 | 6,674        | 9,340        |
| 出<br>資<br>金      | 北海道市町村備荒資金組合積立金     | 453,006 | 2,033 | 0     | 450,973      | 449,297      |
|                  | 南空知ふるさと市町村圏基金       | 39,147  | 0     | 0     | 39,147       | 39,147       |
|                  | 北 海 道 健 康 づ く り 財 団 | 3,120   | 0     | 0     | 3,120        | 3,120        |
|                  | 北 海 道 農 業 公 社       | 2,000   | 0     | 0     | 2,000        | 2,000        |
|                  | 地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 | 1,000   | 0     | 0     | 1,000        | 1,000        |
|                  | 北海道農業信用基金協会         | 1,000   | 0     | 0     | 1,000        | 1,000        |
|                  | 北海道市町村職員福祉協会育英事業    | 1,000   | 0     | 0     | 1,000        | 1,000        |
|                  | そ の 他 出 資 金         | 1,561   | 0     | 0     | 1,561        | 1,561        |
|                  | 合 計                 | 501,834 | 2,033 | 0     | 499,801      | 498,125      |

※ 出資金は、100万円未満のものを「その他出資金」としてまとめて記載した。

令和7年度末の有価証券残高は140,350千円で、株式会社南幌振興公社の株式取得により、前年度比1,300千円、0.9%の増加となった。

債権はふるさと融資貸付金の年次償還により年度末残高4,008千円となった。

出資金は、北海道市町村備荒資金組合積立金は出資金に区分されるが、実質は基金であり資金の効率運用を図るため納付金として受取配分金 2,033 千円を積み立てたことにより年度末現在で合計 501,834 千円の残高を有している。

## ⑧基金について

(単位：千円)

| 区 分               | 令和 7 年度   |         |         | 令和 6 年度<br>残 高 |
|-------------------|-----------|---------|---------|----------------|
|                   | 残 高       | 積 立     | 取 崩     |                |
| 財 政 調 整 基 金       | 1,045,213 | 145,792 | 0       | 899,421        |
| 減 債 基 金           | 184,285   | 9,552   | 16,913  | 191,646        |
| 教 育 振 興 基 金       | 3,662     | 1       | 0       | 3,661          |
| 国民健康保険事業特別会計基金    | 117,247   | 10,065  | 0       | 107,182        |
| 地 域 福 祉 振 興 基 金   | 4,319     | 3       | 9,000   | 13,316         |
| 南幌温泉ハート&ハート基金     | 38,400    | 17,265  | 10,400  | 31,535         |
| 中山間ふるさと水と土保全基金    | 10,674    | 3       | 0       | 10,671         |
| 介護保険事業介護給付費等準備基金  | 68,658    | 24      | 40,400  | 109,034        |
| 農 業 支 援 対 策 基 金   | 874       | 1       | 0       | 873            |
| ふ る さ と 応 援 基 金   | 246,688   | 181,983 | 160,600 | 225,305        |
| 森 林 環 境 譲 与 税 基 金 | 4,283     | 1,061   | 381     | 3,603          |
| 消 防 防 災 対 策 基 金   | 10,003    | 3       | 0       | 10,000         |
| 合 計               | 1,734,306 | 365,753 | 237,694 | 1,606,247      |

令和 7 年度末基金残高は 1,734,306 千円で前年度比 128,059 千円の増加である。内訳の主なものは、財政調整基金 145,792 千円、国民健康保険事業特別会計基金 10,065 千円、南幌温泉ハート&ハート基金 17,265 千円、ふるさと応援基金 181,983 千円のほか運用利息を含め合計 365,753 千円を積み立てているが、減債基金 16,913 千円、南幌温泉ハート&ハート基金 10,400 千円、介護保険事業介護給付費等準備基金 40,400 千円、ふるさと応援基金 160,600 千円等、合計 237,694 千円を取り崩している。

## 【過去 10 年間の基金残高】

(単位：百万円)

| 区 分               | R 7   | R 6   | R 5   | R 4   | R 3   | R 2   | R 元   | H30   | H29   | H28   |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 財 政 調 整 基 金       | 1,045 | 899   | 835   | 939   | 881   | 795   | 829   | 813   | 989   | 1,028 |
| 減 債 基 金           | 184   | 192   | 193   | 279   | 315   | 279   | 326   | 300   | 330   | 330   |
| 教 育 振 興 基 金       | 4     | 4     | 4     | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     | 3     | 9     |
| 国民健康保険特別会計基金      | 117   | 107   | 135   | 152   | 138   | 126   | 126   | 116   | 57    | 57    |
| 地 域 福 祉 振 興 基 金   | 4     | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    | 13    |
| 南幌温泉ハート&ハート基金     | 38    | 31    | 49    | 54    | 50    | 50    | 52    | 44    | 37    | 37    |
| 中山間ふるさと水と土保全基金    | 11    | 11    | 11    | 11    | 11    | 11    | 11    | 11    | 11    | 11    |
| 介 護 保 険 事 業 準     | 69    | 109   | 98    | 98    | 64    | 46    | 42    | 24    | 17    | 17    |
| 農 業 支 援 対 策 基 金   | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 5     |
| ふ る さ と 応 援 基 金   | 247   | 225   | 233   | 223   | 163   | 149   | 78    | 83    | 99    | 120   |
| 森 林 環 境 譲 与 税 基 金 | 4     | 4     | 3     | 2     | 1     | 1     | 1     | -     | -     | -     |
| 消 防 防 災 対 策 基 金   | 10    | 10    | 10    | -     | -     | -     | -     | -     | -     | -     |
| 合 計               | 1,734 | 1,606 | 1,585 | 1,775 | 1,640 | 1,474 | 1,482 | 1,408 | 1,557 | 1,627 |

## ⑨債務負担行為について

(単位：千円)

| 区 分           | 令 和 7 年 度 |         |        | 令 和 6 年 度 |         |        |
|---------------|-----------|---------|--------|-----------|---------|--------|
|               | 金 額       | 前年度比    |        | 金 額       | 前年度比    |        |
|               |           | 増減額     | 増減率    |           | 増減額     | 増減率    |
| 各年度末債務負担行為限度額 | 167,697   | △37,915 | △18.4% | 205,612   | △23,023 | △10.1% |
| 各年度までの支出額     | 119,335   | △59,365 | △33.2% | 178,700   | △5,021  | △2.7%  |
| 各年度末以降の支出予定額  | 48,362    | 21,450  | 79.7%  | 26,912    | △18,002 | △40.1% |

※ 南幌振興公社に対する損失補償（元金 181,660 千円（現在高 103,660 千円）及びその利息を限度）を含まない。

令和 7 年度末の状況は、中小企業総合振興資金利子補給（R 7）3,924 千円、給食センター管理用備品譲渡契約（R 7）35,938 千円を追加し、債務負担行為限度額合計 167,697 千円は前年度比△37,915 千円、18.4%減少した。

各年度までの支出額は 119,335 千円、前年度比△59,365 千円、33.2%減少し、債務負担行為限度額の 71.2%が支出済みになっている。なお、令和 8 年度以降の支出予定額 48,362 千円は前年度比 21,450 千円、79.7%増加している。

## ⑩土地・建物について

### 【土地・建物の保有状況】

(単位：㎡)

| 区 分 |           | 令和 7 年度末<br>現 在 高 | 年度中増減    |          | 令和 6 年度末<br>現 在 高 |
|-----|-----------|-------------------|----------|----------|-------------------|
|     |           |                   | 増 加      | 減 少      |                   |
| 土 地 | 公 用 財 産   | 33,340.56         | 0        | 0        | 33,340.56         |
|     | 公 共 用 財 産 | 4,751,437.16      | 4,332.69 | 1,069.00 | 4,748,173.47      |
|     | 普 通 財 産   | 485,712.68        | 264.00   | 1,652.93 | 487,101.61        |
|     | 計         | 5,270,490.40      | 4,596.69 | 2,721.93 | 5,268,615.64      |
| 建 物 | 公 用 財 産   | 6,025.83          | 0        | 0        | 6,025.83          |
|     | 公 共 用 財 産 | 58,331.13         | 318.41   | 0        | 58,012.72         |
|     | 普 通 財 産   | 2,618.35          | 0        | 0        | 2,618.35          |
|     | 計         | 66,975.31         | 318.41   | 0.00     | 66,656.90         |

令和 7 年度において公用財産では異動はなく、土地で 33,340.56 ㎡、建物で 6,025.83 ㎡を保有している。

公共用財産では、土地で公衆用道路等の異動を行い 4,751,437.16 ㎡を保有し、建物できらパークキャンプ場の整備による異動を行い、58,331.13 ㎡を保有している。

普通財産では、土地で南幌工業団地分譲用地を売却したことなどにより 1,388.93 ㎡減少し、485,712.68 ㎡となっている。建物で異動はなく、2,618.35 ㎡を保有している。

## (5) 特別会計について

### ①国民健康保険特別会計について

(単位：千円)

| 区 分   |           | 令和7年度     |        |         |            | 令和6年度     |        |
|-------|-----------|-----------|--------|---------|------------|-----------|--------|
|       |           | 決算額       | 構成比    | 前年度比    |            | 決算額       | 構成比    |
|       |           |           |        | 増減額     | 増減率        |           |        |
| 歳入    | 保 険 税     | 215,994   | 21.3%  | 9,980   | 4.8%       | 206,014   | 20.5%  |
|       | 国 庫 支 出 金 | 4,950     | 0.5%   | 1,798   | 57.0%      | 3,152     | 0.3%   |
|       | 道 支 出 金   | 687,163   | 67.9%  | 15,143  | 2.3%       | 672,020   | 66.8%  |
|       | 繰 入 金     | 78,617    | 7.8%   | △29,654 | △27.4%     | 108,271   | 10.8%  |
|       | 繰 越 金     | 19,753    | 2.0%   | 4,409   | 28.7%      | 15,344    | 1.5%   |
|       | 諸 収 入 他   | 5,263     | 0.5%   | 3,878   | 280.0%     | 1,385     | 0.1%   |
|       | 合 計       | 1,011,740 | 100.0% | 5,554   | 0.6%       | 1,006,186 | 100.0% |
| 歳出    | 保 険 給 付 費 | 647,745   | 64.0%  | 5,181   | 0.8%       | 642,564   | 63.9%  |
|       | 国保事業納付金   | 282,324   | 27.9%  | △30,597 | △9.8%      | 312,921   | 31.1%  |
|       | 保 健 事 業 費 | 14,855    | 1.5%   | △572    | △3.7%      | 15,427    | 1.5%   |
|       | 基 金 積 立 金 | 10,065    | 1.0%   | 10,062  | 335,400.0% | 3         | 0.0%   |
|       | 総務費・諸支出金  | 22,487    | 2.2%   | 6,969   | 44.9%      | 15,518    | 1.5%   |
|       | 合 計       | 977,476   | 96.6%  | △8,957  | △0.9%      | 986,433   | 98.0%  |
| 収 支 差 |           | 34,264    | 3.4%   | 14,511  | 73.5%      | 19,753    | 2.0%   |

令和7年度末の被保険者数は1,742名と前年度末の1,757名から△15名、0.8%減少となり、歳入決算額1,011,740千円は前年度比5,554千円、0.6%増加した。

前年度との収支増減として、歳入では保険税が215,994千円と前年度比9,980千円、4.8%増加し、構成比21.3%となっており、国庫支出金については、子ども・子育て支援事業費補助金として4,950千円の交付があったことにより、前年度比1,798千円、57.0%増加となっている。

道支出金については、普通交付金646,451千円、特別交付金40,712千円の合計687,163千円となり、前年度比15,143千円、2.3%増加し、構成比67.9%となった。

繰入金の内容は、一般会計繰入金78,617千円、前年度比△29,654千円、27.4%減少し、構成比7.8%、繰越金については19,753千円、前年度比4,409千円、28.7%増加し、構成比2.0%となった。

歳出では、保険給付費が647,745千円と前年度比5,181千円、0.8%増加し、構成比64.0%となった。

医療給付費に相当する国保事業納付金は282,324千円と前年度比△30,597千円、9.8%減少し、構成比27.9%となり、給付費と納付金を合わせた構成比は91.9%となった。

## ○保険給付費について

| 項 目              |                | 単位 | 令和 7 年度 | 増減     | 増減率   | 令和 6 年度 |
|------------------|----------------|----|---------|--------|-------|---------|
| 保 険 者 負 担 分 費 用  |                | 千円 | 550,208 | 1,601  | 0.3%  | 548,607 |
| 件                | 数              | 件  | 28,269  | △743   | △2.6% | 29,012  |
| 日                | 数              | 日  | 31,057  | △1,779 | △5.4% | 32,836  |
| 平 均 被 保 険 者 数    |                | 人  | 1,739   | △24    | △1.4% | 1,763   |
| 1 人 当 たり 受 診 件 数 |                | 件  | 16.0    | 0      | 0.0%  | 16.0    |
| 1 件 当 たり 日 数     |                | 日  | 1.10    | △0.03  | △2.7% | 1.13    |
| 医<br>療<br>費      | 1 件 当 たり 費 用 額 | 円  | 26,831  | 679    | 2.6%  | 26,152  |
|                  | 1 日 当 たり 費 用 額 | 円  | 24,422  | 1,315  | 5.7%  | 23,107  |
|                  | 1 人 当 たり 費 用 額 | 円  | 436,164 | 5,802  | 1.3%  | 430,362 |

※医療費は、医療費総額 758,490 千円（前年度 758,728 千円）を用いて計算した。

保険給付費の状況では、総件数が 28,269 件と、前年度比△743 件、2.6%減少となり、1 件当たりの費用額は 26,831 円と前年度比 679 円、2.6%の増加、1 日当たりの費用額は、24,422 円と前年度比 1,315 円、5.7%の増加、1 人当たりの費用額は、436,164 円と前年度比 5,802 円、1.3%の増加となった。

## ○特定健診について

|         | 特定（40～74 歳） |        | 若年（30～39 歳） |        | 後期高齢者 |        | 合計    |
|---------|-------------|--------|-------------|--------|-------|--------|-------|
|         | 人数          | 実施率    | 人数          | 実施率    | 人数    | 実施率    |       |
| 令和 7 年度 | 460 名       | 34.98% | 28 名        | 17.83% | 269 名 | 21.92% | 757 名 |
| 令和 6 年度 | 498 名       | 37.96% | 33 名        | 21.29% | 249 名 | 21.03% | 780 名 |
| 前年度比    | △38 名       | △2.98% | △5 名        | △3.46% | 20 名  | 0.89%  | △23 名 |

令和 7 年度の特定健診については、後期高齢者の区分において前年度比 20 名、0.89%の増加、それ以外の区分では前年度比で微減となっている。

後期高齢者医療保険加入者の方には、特定健診等の受診が習慣化している方が多く、それらの方が国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行したこと、特定健診受診等に対する認識の希薄化、何らかの医療機関に通院していることで特定健診等の受診を要しないものと判断している方がいるものと推察される。

また、人間ドック 88 名（前年度 93 名）、情報提供 26 名（前年度 52 名）を含めた特定健診受診者数は 757 名と前年度の 780 名と比較して 23 名減少した。

南幌町健康ポイント支給事業については、特定健診及び人間ドック、がん検診等の受診率向上対策の一環として、国民健康保険被保険者を対象として実施している。ポイントの取得対象となった被保険者については、保健福祉課から案内する健診結果説明時において「南幌町健康チケット」として配布している。

令和 7 年度に発行した南幌町健康チケットは、566 名（前年度 374 名）に 663,300 ポイント（前年度 454,500 ポイント）を発行した。

なお、健康チケットの主な利用先としては、南幌温泉が 45.7%（前年度 33.5%）、ビューローが 45.7%（前年度 56.4%）と 2 か所で 91.4%を占めている。

## ○国民健康保険税について

（単位：千円）

| 区 分     | 令和 7 年度 | 前年度比   |       | 令和 6 年度 |
|---------|---------|--------|-------|---------|
|         |         | 増減額    | 増減率   |         |
| 調 定 額   | 255,210 | 8,417  | 3.4%  | 246,793 |
| 収 入 済 額 | 215,994 | 9,980  | 4.8%  | 206,014 |
| 不納欠損額   | 380     | 380    | 皆増    | 0       |
| 収入未済額   | 38,836  | △1,943 | △4.8% | 40,779  |
| 収 納 率   | 84.6%   |        | 1.1%  | 83.5%   |

令和 7 年度国民健康保険税の調定額 255,210 千円は、前年度比 8,417 千円、3.4%増加となり、収入済額 215,994 千円は、前年度比 9,980 千円、4.8%の増加となった。

収入未済額 38,836 千円は、前年度比△1,943 千円、4.8%の減少となった。

年金からの特別徴収制度や税務課収納対策係との連携を図り、収納率向上に向けて取組を進めているところもあり、収納率が 84.6%と前年度比 1.1%増加した。

## ②介護保険特別会計について

（単位：千円）

| 区 分   |               | 令和 7 年度 |        |         |        | 令和 6 年度 |        |
|-------|---------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
|       |               | 決算額     | 構成比    | 前年度比    |        | 決算額     | 構成比    |
|       |               |         |        | 増減額     | 増減率    |         |        |
| 歳入    | 介 護 保 険 料     | 176,905 | 18.0%  | 4,435   | 2.6%   | 172,470 | 19.1%  |
|       | 国 庫 支 出 金     | 212,439 | 21.6%  | 7,493   | 3.7%   | 204,946 | 22.7%  |
|       | 支 払 基 金 交 付 金 | 247,955 | 25.1%  | 14,606  | 6.3%   | 233,349 | 25.8%  |
|       | 道 支 出 金       | 144,400 | 14.7%  | 13,930  | 10.7%  | 130,470 | 14.4%  |
|       | 繰 入 金         | 180,707 | 18.3%  | 53,339  | 41.9%  | 127,368 | 14.1%  |
|       | 繰 越 金         | 22,988  | 2.3%   | △12,087 | △34.5% | 35,075  | 3.9%   |
|       | そ の 他         | 109     | 0.0%   | 47      | 75.8%  | 62      | 0.0%   |
|       | 合 計           | 985,503 | 100.0% | 81,763  | 9.0%   | 903,740 | 100.0% |
| 歳出    | 総 務 費         | 15,081  | 1.5%   | 2,984   | 24.7%  | 12,097  | 1.4%   |
|       | 保 険 給 付 費     | 905,346 | 91.9%  | 83,247  | 10.1%  | 822,099 | 91.0%  |
|       | 地域支援事業費       | 23,163  | 2.4%   | 398     | 1.7%   | 22,765  | 2.5%   |
|       | 基 金 積 立 金     | 24      | 0.0%   | △11,143 | △99.8% | 11,167  | 1.2%   |
|       | 諸 支 出 金       | 16,193  | 1.6%   | 3,568   | 28.3%  | 12,625  | 1.4%   |
|       | 合 計           | 959,807 | 97.4%  | 79,054  | 9.0%   | 880,753 | 97.5%  |
| 収 支 差 |               | 25,696  | 2.6%   | 2,709   | 11.8%  | 22,987  | 2.5%   |

令和7年度の第1号被保険者数は2,749名と前年度の2,726名から23名の増加、うち要介護、要支援認定者数は525名で前年度の515名から10名増加し、サービス受給者も1名増加し437名となっている。

令和7年度歳入決算額は985,503千円で前年度比81,763千円、9.0%の増加、歳出決算額は959,807千円で前年度比79,054千円、9.0%の増加である。

歳入では、介護保険料が176,905千円と前年度比4,435千円、2.6%増加、国庫支出金が212,439千円と前年度比7,493千円、3.7%増加、支払基金交付金が247,955千円と前年度比14,606千円、6.3%増加、道支出金が144,400千円と前年度比13,930千円、10.7%増加した。

歳出では、総務費で介護認定審査会費が審査件数374件と前年度の442件から△68件、15.4%減少した。介護認定審査会は開催回数42回(前年度45回)、介護認定審査会費9,028千円と前年度の8,857千円と前年度比171千円、1.9%増加した。

保険給付費は別記のように受給者は増加し、平均単価は70,146円と前年度比5,531円、8.6%増加している。

地域支援事業費が23,163千円と前年度比398千円、1.7%増加した。内訳は訪問型サービス事業が13名、135件と前年度比△2名、11件の増加、通所型サービス事業は13名、134件と前年度比△2名、1件の減、介護予防ケアマネジメント事業は7名、58件と前年度比で△5名、18件の減少である。

収支差25,696千円は前年度比2,709千円、11.8%の増加である。

## ○介護保険給付の内容推移について

(単位：件、千円、単価：円)

| 項 目                | 令和7年度  |        |         |        |         | 令和6年度  |        |         |        |         |
|--------------------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|---------|
|                    | 件 数    | 構成比    | 保険給付    | 構成比    | 平均単価    | 件 数    | 構成比    | 保険給付    | 構成比    | 平均単価    |
| 居 宅<br>サ ー ビ ス     | 8,258  | 68.3%  | 396,740 | 46.7%  | 48,043  | 8,434  | 70.4%  | 395,816 | 51.1%  | 46,931  |
| 施 設<br>サ ー ビ ス     | 1,490  | 12.3%  | 419,169 | 49.4%  | 281,321 | 1,250  | 10.4%  | 347,877 | 44.9%  | 278,302 |
| 介 護 予 防<br>サ ー ビ ス | 2,353  | 19.4%  | 32,931  | 3.9%   | 13,995  | 2,301  | 19.2%  | 30,716  | 4.0%   | 13,349  |
| 合 計                | 12,101 | 100.0% | 848,840 | 100.0% | 70,146  | 11,985 | 100.0% | 774,409 | 100.0% | 64,615  |

令和7年度の保険給付の内容を精査すると、居宅サービスでは、件数8,258件と構成比68.3%、前年度比176件の減、構成比は2.1%減少、保険給付額では396,740千円と前年度比924千円の増、構成比は4.4%減少、居宅サービスの平均単価は48,043円と前年度比1,112円、2.4%増加した。

一方、施設サービスでは、件数1,490件と構成比12.3%、前年度比240件増加し、構成比は1.9%増加している。施設サービスの平均単価では281,321円と前年度比3,019円、1.1%増加し、両事業の保険給付額は815,909千円と前年度の743,693千円に対し72,216千円、9.7%増加している。

介護予防サービスは利用件数 2,353 件、保険給付額 32,931 千円と前年度比 52 件、2,215 千円、それぞれ増加している。構成比でみると利用件数では 19.4%、保険給付額では 3.9% となっている。

### ③後期高齢者医療特別会計について

(単位：千円)

| 区 分   |           | 令和 7 年度 |        |       |        | 令和 6 年度 |        |
|-------|-----------|---------|--------|-------|--------|---------|--------|
|       |           | 決算額     | 構成比    | 前年度比  |        | 決算額     | 構成比    |
|       |           |         |        | 増減額   | 増減率    |         |        |
| 歳入    | 医 療 保 険 料 | 103,015 | 70.3%  | 6,428 | 6.7%   | 96,587  | 70.6%  |
|       | 国 庫 支 出 金 | 2,200   | 1.5%   | 2,200 | 皆増     | 0       | 0.0%   |
|       | 繰 入 金     | 40,822  | 27.8%  | 902   | 2.3%   | 39,920  | 29.2%  |
|       | 繰 越 金     | 626     | 0.4%   | 261   | 71.5%  | 365     | 0.2%   |
|       | 合 計       | 146,663 | 100.0% | 9,791 | 7.2%   | 136,872 | 100.0% |
| 歳出    | 総 務 費     | 3,708   | 2.5%   | 2,033 | 121.4% | 1,675   | 1.2%   |
|       | 広域連合納付金   | 141,735 | 96.7%  | 7,259 | 5.4%   | 134,476 | 98.2%  |
|       | 諸 支 出 金   | 39      | 0.0%   | △56   | △58.9% | 95      | 0.1%   |
|       | 合 計       | 145,482 | 99.2%  | 9,236 | 6.8%   | 136,246 | 99.5%  |
| 収 支 差 |           | 1,181   | 0.8%   | 555   | 88.7%  | 626     | 0.5%   |

令和 7 年度末の被保険者数は 75 歳以上 1,471 名、75 歳未満 34 名、合計 1,505 名と前年度末の 1,444 名に比べ 61 名、4.2%増加している。

歳入では、決算額 146,663 千円と前年度比 9,791 円、7.2%増加しており、医療保険料については 103,015 千円、前年度比 6,428 千円、6.7%増加し、歳入の 70.3%を占めている。

町が制度上において負担する繰入金 40,822 千円は前年度比 902 千円、2.3%増加、繰越金 626 千円は前年度比 261 千円、71.5%の増加となっている。

歳出では、医療費に相当する広域連合納付金 141,735 千円と前年度比 7,259 千円、5.4%増加している。

後期高齢者医療特別会計については、北海道後期高齢者医療広域連合の管理のもと、市町村で保険料を徴収し、必要な費用を納付する特別会計となっている。医療費に相当する広域連合納付金が高騰すると、収支バランスを保つことができないため、都道府県単位で保険料の見直しが 2 年に 1 度行われているが、それらの抑制のためにも、日々の生活習慣の見直しや健康診断等による早期発見が重要であると考えます。

## 5 審査意見

### (1) 令和7年度の概況

我が国を取り巻く環境は、ウクライナ情勢の長期化や中東地域の不安定化が続き、原油価格の上昇や円安進行などを通じたエネルギー価格、物価の高騰などにより、厳しさが増している状況である。

国内においては、物価高騰への対応や賃上げの動きが進む一方で、働き手不足や少子高齢化への対応、社会保障費の増加など構造的な課題も残っている。

地方自治体においても、限られた財源の中で住民サービスの維持・向上が求められるなど、これまで以上に効率的で持続可能な財政運営が重要となっている。

本町においては、令和8年7月に総務省が公表した人口動態調査（令和8年1月1日現在）で、日本人増加率が全国で第3位、日本人増加数では、全道で4年連続1位となるなど、子育て世代を中心とした移住施策の効果から人口増加の傾向が続いている。

令和7年度では、「第7期南幌町総合計画」の策定が進められており、地域の実情と将来への展望を的確に反映するため、町民アンケートなどが実施されている。

今後においても、想定される公共施設の大規模改修や施設の更新に加え、年齢人口構成や社会情勢の変化を的確に捉え、社会保障費の増加にも柔軟に対応しながら、限られた財源を有効活用し、持続可能な行政運営を実現していくことが必要である。

### (2) 町税及び地方交付税

町税は、前年度対比 103,929 千円、12.4%の大幅な増加となっており、特に個人町民税では、農業所得の増加に伴い前年度対比 86,148 千円、27.1%の増加、固定資産税では、みどり野団地の住宅建築戸数の増加に伴い前年度対比 17,930 千円、5.2%の増加となった。

また、歳入構成比の 37.5%を占める地方交付税では、前年度対比 197,014 千円、6.8%の増加となっており、財源となる国の所得税、法人税、酒税及び消費税と地方法人税の国税5税の収入が増加していることや、普通交付税の算定の基礎となる本町の人口や児童数が増加していることが影響している。

今後も安定的な町税確保や令和7年国勢調査の人口増加の影響などによる地方交付税額の的確な把握に努め、健全な財政運営の基礎となる一般財源の確保を期待する。

### (3) 子育て世代住宅建築費助成事業

令和7年度は認定申請 102 件、交付決定 95 件、事業決算額 94,500 千円となっており、みどり野団地分譲実績は 107 区画、年度末残区画数は 99 区画となっている。

### (4) 子ども・子育て支援事業

近年、転入する児童数や出生数は増加傾向にあるが、保育待機児童の解消に向けた保育士等就労支援事業のほか、地域子育て支援センター事業、母子保健事業など町民から評価の高い子育て支援体制の維持が図られるよう期待する。

#### (5) 空き店舗活用支援事業

令和7年度は7件の実績で、現状では空き店舗数が減少しており、今後の空き店舗の状況を踏まえた事業継続の検討を願う。

#### (6) ハイヤー夜間延長運行支援事業

運行対象日数101日、実運行回数94回、利用者数196人、1回あたりの利用者数は2.1人と利用率が少ない状況であり、今後の利用ニーズの想定を踏まえ事業継続の検討を願いたい。

#### (7) 準工業用地等整備事業

地域振興と雇用の創出を目的に、本年10月の分譲開始に向け整備が進められている「南幌流通団地」は、工事が順調に進んでおり令和7年度は上水道施設、団地内道路、看板設置工事が施工された。現在、2社の企業進出が内定しているが、積極的な企業誘致活動の展開を期待する。

#### (8) 審査意見の総括

決算審査に付された令和7年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書並びに財産に関する調書の計数は、それぞれの関係諸帳票等並びに証拠書類と照合の結果、執行方針及び予算に対して概ね適正に執行されたものと認められる。

現在、令和9年度から令和18年度までを期間とする「第7期南幌町総合計画」の策定が進められているが、本町の年代別人口構造の変化を的確に捉え、全ての事業において事業成果を踏まえた必要性や優先順位を検討し、健全な財政運営を担保した中で、町民サービスが後退しないよう施策や事務事業の取組を願う。

今後も本町の発展に向け、理事者をはじめ職員の努力を期待し、審査意見とする。



## 認定第 2 号

### 令和 7 年度南幌町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 7 年度南幌町病院事業会計の歳入歳出決算書を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和 8 年 9 月 7 日提出  
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町長 大 崎 貞 二 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美  
南幌町監査委員 加 藤 真 悟

## 令和 7 年度南幌町病院事業会計決算審査意見書

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 2 項の規定により、審査に付された令和 7 年度南幌町病院事業会計決算書について意見を次のとおり提出します。

### 記

#### 1 審査の対象

令和 7 年度南幌町病院事業会計決算の事業報告書、事業決算書、財務諸表並びに決算書作成の基礎とする関係書類及び証拠書類などを対象にした。

- （1）令和 7 年度南幌町病院事業決算報告書
- （2）令和 7 年度南幌町病院事業損益計算書
- （3）令和 7 年度南幌町病院事業貸借対照表
- （4）令和 7 年度南幌町病院事業剰余金計算書
- （5）令和 7 年度南幌町病院事業欠損金処理計算書
- （6）その他附属書類

#### 2 審査の期間及び場所

期間 令和 8 年 8 月 3 日（1 日間）

場所 町立南幌病院 3 階会議室

#### 3 審査の方法及び範囲

決算の審査にあたっては、南幌町監査基準に基づき、町長から審査に付された令和 7 年度南幌町病院事業決算報告書等が関係法令に定める様式を基準として調製がされているか審査を行った。

審査の方法は、関係所管課等に決算に係る資料等の提出を求め、決算諸表の計数と会計帳票等の照合・検査のほか、関係所管課等への決算概況の聴取等の審査手続きにより、予算執行が適正かつ効率的に実施されているかを主眼に、予算執行状況の年度間比較などを実施した。

また、証書類の検証、現金・預金の残高の確認等については、地方自治法第 1 9 9 条及び第 2 3 5 条の 2 の規定に基づき、定例監査及び例月出納検査において実施したので、その結果を踏まえて審査した。

なお、審査の内容は千円単位の四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

## 4 審査の内容

### (1) 業務の概要について

【表 1 患者数の動向】

(単位：人)

| 項 目    |     | 令和 7 年度 |        |        |         |        | 令和 6 年度 |         |
|--------|-----|---------|--------|--------|---------|--------|---------|---------|
|        |     | 予 算     | 実 績    | 達成率    | 前年度比    |        | 実 績     | 前年度比    |
|        |     |         |        |        | 増減数     | 増減率    |         |         |
| 入 院    |     | 15,330  | 11,081 | 72.3%  | △ 1,029 | △8.5%  | 12,110  | △ 1,340 |
| 外<br>来 | 内 科 | 13,310  | 13,811 | 103.8% | 191     | 1.4%   | 13,620  | 507     |
|        | 小児科 | 1,694   | 1,623  | 95.8%  | 251     | 18.3%  | 1,372   | △294    |
|        | 眼 科 | 1,175   | 923    | 78.6%  | △ 165   | △15.2% | 1,088   | 16      |
|        | 小 計 | 16,179  | 16,357 | 101.1% | 277     | 1.7%   | 16,080  | 229     |
| 合 計    |     | 31,509  | 27,438 | 87.1%  | △ 752   | △2.7%  | 28,190  | △ 1,111 |
| 内科患者数  |     | 28,640  | 24,892 | 86.9%  | △ 838   | △3.3%  | 25,730  | △ 833   |

※入院患者は全て内科の患者

#### ①入院・外来患者数

延患者数は、入院患者が 11,081 人と予算 15,330 人を 4,249 人下回り、達成率 72.3%、前年度比△1,029 人、8.5%の減少となった。

外来患者は、16,357 人と予算 16,179 人を 178 人上回り、達成率 101.1%、前年度比では 277 人、1.7%の増加となった。

外来患者に含まれる訪問診療件数は延べ 720 件と前年度の 660 件に比べ 60 件、9.1%増加した。医療連携による受診、転院、検査を含めた紹介件数は 202 件と前年度の 137 件に比べ 65 件、47.4%の増加、転院依頼は 52 件、前年度の 73 件に比べ△21 件、28.8%減少した。

入院・外来患者数の合計は 27,438 人と予算延患者数 31,509 人に対し 4,071 人下回り、達成率 87.1%となった。

#### ②診療科別延患者数

診療科別に延患者数を見ると、入院、外来を合わせて内科は 24,892 人と予算比△3,748 人、達成率 86.9%、前年度比△838 人、3.3%減少した。

小児科は 1,623 人となり、前年度比 251 人、18.3%増加した。眼科は 923 人、前年度比△165 人、15.2%減少した。

### ③医業利益（医業収支）の状況と医業収支比率

【表2 医業収支の推移】

（単位：千円）

| 項目     | 令和7年度    |                 | 令和6年度    |                 | 令和5年度    |                 |
|--------|----------|-----------------|----------|-----------------|----------|-----------------|
|        | 収支差      | 前年増減            | 収支差      | 前年増減            | 収支差      | 前年増減            |
| 医業収支   | △298,141 | 赤字増加<br>△96,438 | △201,703 | 赤字増加<br>△54,952 | △146,751 | 赤字増加<br>△20,361 |
| 医業収支比率 | 61.8%    | △10.2           | 72.0%    | △6.8%           | 78.8%    | △2.9%           |

本年度の医業収支は△298,141千円と前年比では赤字幅が96,438千円増加した。

医業収益を医業費用で除した医業収支比率は、61.8%と10.2%低下した。医業収支比率は、医業に投下した費用を医業収益で収入した割合を示している。

医業費用は779,586千円と前年度比58,351千円、8.1%増加し、医業収益が481,445千円と、前年度比△38,087千円、7.3%減少したことから、医業収支比率の低下につながった。

### ④年度別病床利用率の推移

【表3 年度別病床利用率の推移】

（単位：％、床）

| 区 分   | 令和7年度  |      | 令和6年度  |      | 令和5年度  |      |
|-------|--------|------|--------|------|--------|------|
|       | 実績     | 前年度比 | 実績     | 前年度比 | 実績     | 前年度比 |
| 利 用 率 | 50.6   | △4.7 | 55.3   | △5.9 | 61.2   | △5.6 |
| 延病床数  | 21,900 |      | 21,900 |      | 21,960 |      |

町立南幌病院は令和2年8月に、一般病棟26床、療養病棟54床の合計80床から、一般病棟のみ60床へ病床数の削減と同年10月に病棟機能転換を行ったが、一般病床の利用率は、本年度50.6%と前年度の55.3%を下回っている。

病床利用率は医業収益の増減と経営収支に大きく影響し、町立南幌病院の収益確保に重要なことから、地域医療連携室を中心に関係機関との医療連携強化を行うことで病床利用率を上げることや適正な病床数のあり方を検討することが重要である。

### ⑤診療単価について

本年度の一人1日当たりの診療報酬は入院で24,262円と前年度比△1,517円、5.9%の減少、外来で8,068円と前年度比222円、2.8%増加した。入院単価の減少は地域包括ケア病棟入院管理料の上限である60日を超えて入院する患者が比較的多かったことによるものである。

(2) 収益的収支について

【表4 比較収支計算書】

(単位：千円)

| 科 目     |               | 令和7年度    |          |           |          |        | 令和6年度    |
|---------|---------------|----------|----------|-----------|----------|--------|----------|
|         |               | 予算現額     | 決算額      | 達成率       | 増減額      | 増減率    | 実 績      |
| 医業収益    | 入院収益          | 383,250  | 267,667  | 69.8%     | △38,082  | △12.5% | 305,749  |
|         | 外来収益          | 125,298  | 132,086  | 105.4%    | 366      | 0.3%   | 131,720  |
|         | その他医業収益       | 81,312   | 81,692   | 100.5%    | △371     | △0.5%  | 82,063   |
|         | 合 計           | 589,860  | 481,445  | 81.6%     | △38,087  | △7.3%  | 519,532  |
| 医業費用    | 給 与 費         | 508,488  | 488,980  | 96.2%     | 52,499   | 12.0%  | 436,481  |
|         | 材 料 費         | 52,025   | 50,152   | 96.4%     | 17       | 0.0%   | 50,135   |
|         | 経 費           | 196,604  | 185,430  | 94.3%     | 6,304    | 3.5%   | 179,126  |
|         | 減価償却費         | 53,595   | 53,569   | 100.0%    | △941     | △1.7%  | 54,510   |
|         | 資産減耗費         | 1,700    | 624      | 36.7%     | 222      | 55.2%  | 402      |
|         | 研究研修費         | 1,300    | 831      | 63.9%     | 250      | 43.0%  | 581      |
|         | 合 計           | 813,712  | 779,586  | 95.8%     | 58,351   | 8.1%   | 721,235  |
| 医 業 利 益 |               | △223,852 | △298,141 | 133.2%    | △96,438  | 47.8%  | △201,703 |
| 医業外収益   | 受取利息及び配当金     | 1        | 874      | 87,400.0% | 629      | 256.7% | 245      |
|         | 患者外給食収益       | 1,150    | 1,257    | 109.3%    | 199      | 18.8%  | 1,058    |
|         | 他会計負担金        | 106      | 106      | 100.0%    | 56       | 112.0% | 50       |
|         | 他会計繰入金        | 177,790  | 177,790  | 100.0%    | △14,660  | △7.6%  | 192,450  |
|         | その他医業外収益      | 11,768   | 13,963   | 118.7%    | 3,696    | 36.0%  | 10,267   |
|         | 長期前受金戻入       | 18,695   | 18,696   | 100.0%    | △1,221   | △6.1%  | 19,917   |
|         | 補 助 金         | 16,869   | 16,869   | 100.0%    | 14,839   | 731.0% | 2,030    |
|         | 合 計           | 226,379  | 229,555  | 101.4%    | 3,538    | 1.6%   | 226,017  |
| 医業外費用   | 支払利息及び企業債取扱諸費 | 187      | 186      | 99.5%     | 103      | 124.1% | 83       |
|         | 患者外給食費用       | 1,140    | 1,122    | 98.4%     | 61       | 5.7%   | 1,061    |
|         | 雑 損 失         | 2,200    | 2,036    | 92.5%     | 162      | 8.6%   | 1,874    |
|         | 合 計           | 3,527    | 3,344    | 94.8%     | 326      | 10.8%  | 3,018    |
| 経 常 利 益 |               | △1,000   | △71,930  | —         | △93,226  | —      | 21,296   |
| 特 別 利 益 |               | 0        | 0        | —         | 0        | —      | 0        |
| 特 別 損 失 |               | 1        | 0        | —         | 0        | —      | 0        |
| 予 備 費   |               | 100      | 0        | —         | 0        | —      | 0        |
| 当年度純利益  |               | △ 1,101  | △ 71,930 | —         | △ 93,226 | —      | 21,296   |

医業収益は481,445千円と予算現額589,860千円に対し△108,415千円、達成率81.6%、前年度比△38,087千円、7.3%の減収、うち入院収益は267,667千円と予算現額383,250千円に対し△115,583千円、達成率69.8%、前年度比△38,082千円、12.5%減収した。

外来収益は、132,086千円と予算現額125,298千円に対し6,788千円、達成率105.4%、前年度比366千円、0.3%増収し、医業収益の大部分を占める入院・外来収益は、399,753千円と予算現額508,548千円に対し△108,795千円、達成率78.6%、前年度実績437,469千円に比べ△37,716千円、8.6%の減収となった。

その他医業収益は81,692千円と予算現額81,312千円に対し380千円、達成率100.5%、前年度比△371千円、0.5%減少した。

医業費用合計779,586千円は予算現額813,712千円に対し△34,126千円、達成率95.8%、前年度比58,351千円、8.1%増加している。

給与費は488,980千円と達成率96.2%、前年度比52,499千円、12.0%増加した。人事院勧告による給与改定によるものである。

材料費は50,152千円と達成率96.4%、前年度比17千円増加した。

経費は185,430千円と達成率94.3%、前年度比6,304千円、3.5%増加した。物価や人件費が高騰した影響による光熱水費、手数料、賃借料、委託料の増加によるものである。

この結果、医業利益は予算現額△223,852千円に対し決算額△298,141千円と予算比△74,289千円、前年度の△201,703千円に比べ△96,438千円、47.8%低下している。

医業外収益229,555千円は予算現額226,379千円に対し3,176千円、達成率101.4%、前年度比3,538千円、1.6%増加した。うち他会計繰入金177,790千円の内訳は、普通交付税（病床分）37,545千円、特別交付税等83,077千円（不採算地区70,612千円、医師派遣分1,050千円、基礎年金拠出分10,915千円、経営強化プラン500千円）に加え、児童手当3,910千円、リハビリテーション医療に要する経費9,710千円、医師確保対策28,548千円、資金不足に伴う一般会計繰入金15,000千円である。長期前受金戻入18,696千円は、過去に一般会計等から受入れた補助金を収益に振り替え、減価償却費の財源となっているもので、前年度比△1,221千円、6.1%減少した。補助金は、病院物価支援事業補助金や国保直診施設特別調整交付金16,869千円を一般会計経由で受入れ、前年度比14,839千円、731.0%増加した。

医業外費用3,344千円は予算現額に対し326千円、達成率94.8%、起債償還利子や消費税の影響により前年度比326千円、10.8%増加した。

以上の結果、年度純利益は△71,930千円、前年度の21,296千円と93,226千円の減少となり、令和元年度以来の赤字決算となった。

### (3) 資本的収支について

【表5 資本的収支の明細】

(単位：千円)

| 区 分 |           | 令和 7 年度  |         |        | 令和 6 年度  | 令和 5 年度  |
|-----|-----------|----------|---------|--------|----------|----------|
|     |           | 決 算 額    | 前年度対比   |        |          |          |
|     |           |          | 増減額     | 増減率    |          |          |
| 収 入 | 出 資 金     | 27,582   | 862     | 3.2%   | 26,720   | 27,317   |
|     | 繰 入 金     | 4,125    | 4,125   | 皆増     | 0        | 3,000    |
|     | 企 業 債     | 26,800   | 15,100  | 129.1% | 11,700   | 11,200   |
|     | 補 助 金     | 0        | 0       | 0.0%   | 0        | 0        |
|     | 収 入 合 計   | 58,507   | 20,087  | 52.3%  | 38,420   | 41,517   |
| 支 出 | 建 設 改 良 費 | 33,144   | 21,349  | 181.0% | 11,795   | 14,332   |
|     | 企業債償還金    | 41,215   | 1,136   | 2.8%   | 40,079   | 40,974   |
|     | 支 出 合 計   | 74,359   | 22,485  | 43.3%  | 51,874   | 55,306   |
| 収支差 |           | △ 15,852 | △ 2,398 | 17.8%  | △ 13,454 | △ 13,789 |

資本的支出のうち、建設改良費では、機械及び備品購入費として内視鏡システム10,505千円、内視鏡洗浄機2,288千円、調剤部門システム9,878千円、シリンジポンプ482千円、常温配膳車404千円、内視鏡トレーニングモデル693千円、工事請負費として酸素マニホールド改修工事3,624千円、消防用設備改修工事5,270千円を支出し、企業債償還金として41,215千円、合計74,359千円を支出している。

資本的収入は企業債発行26,800千円のほか、医療機器購入補助金として、国民健康保険特別会計からの繰入金4,125千円、一般会計からの企業債償還元金相当額27,582千円を出資金として受入れ、合計58,507千円となった。

この結果、現金の出入りを伴う資本的収支差額は△15,852千円となった。

このほか当年度減価償却費53,569千円など現金支出の伴わない費用に対し損益勘定留保資金を充てている。

#### (4) 財務について

##### ①資産の部（運用）

【表6 比較貸借対照表（資産）】

（単位：千円）

| 区 分     |          | 令和7年度      |         |           |       | 令和6年度      |         |
|---------|----------|------------|---------|-----------|-------|------------|---------|
|         |          | 決 算 額      | 構成比     | 前 年 度 対 比 |       | 決 算 額      | 構成比     |
|         |          |            |         | 増減額       | 増減率   |            |         |
| 固定資産    | 土 地      | 13,454     | 1.3%    | 0         | 0.0%  | 13,454     | 1.2%    |
|         | 減価償却資産   | 2,016,524  | 191.2%  | 26,048    | 1.3%  | 1,990,476  | 178.8%  |
|         | 減価償却累計額  | △1,552,321 | △147.2% | △46,924   | 3.1%  | △1,505,397 | △135.2% |
|         | 減価償却資産小計 | 464,203    | 44.0%   | △20,876   | △4.3% | 485,079    | 43.6%   |
|         | 無形固定資産   | 153        | 0.0%    | 0         | 0.0%  | 153        | 0.0%    |
|         | 固定資産計    | 477,810    | 45.3%   | △20,876   | △4.2% | 498,686    | 44.8%   |
| 流動資産    | 現金・預金    | 485,870    | 46.1%   | △51,640   | △9.6% | 537,510    | 48.2%   |
|         | 未 収 金    | 88,069     | 8.3%    | 12,669    | 16.8% | 75,400     | 6.8%    |
|         | 貯 蔵 品    | 3,061      | 0.3%    | 900       | 41.6% | 2,161      | 0.2%    |
|         | 流動資産計    | 577,000    | 54.7%   | △38,071   | △6.2% | 615,071    | 55.2%   |
| 資 産 合 計 |          | 1,054,810  | 100.0%  | △58,947   | △5.3% | 1,113,757  | 100.0%  |

本年度病院事業会計の財務規模は 1,054,810 千円と前年度比△58,947 千円、5.3%減少している。

資産勘定では、固定資産の正味残高は 477,810 千円と前年度比△20,876 千円、4.2%減少した。

流動資産の△38,071 千円、6.2%の減少は、現金・預金が前年度比△51,640 千円、9.6%減少したためである。

## ②有形固定資産の状況

【表 7 有形固定資産の明細】

(単位：千円)

| 区 分   | 前年度末<br>残高 | 令和 7 年度 |       |            |             |              |
|-------|------------|---------|-------|------------|-------------|--------------|
|       |            | 増加      | 減少    | 年度末<br>現在高 | 減価償却<br>累計額 | 年度末償<br>却未済高 |
| 土 地   | 13,454     | 0       | 0     | 13,454     | 0           | 13,454       |
| 建 物   | 1,610,412  | 8,895   | 0     | 1,619,307  | 1,231,244   | 388,063      |
| 構 築 物 | 66,940     | 0       | 0     | 66,940     | 63,593      | 3,347        |
| 器械・備品 | 310,532    | 24,249  | 7,095 | 327,686    | 255,548     | 72,138       |
| 車 両   | 2,591      | 0       | 0     | 2,591      | 1,936       | 655          |
| 合 計   | 2,003,929  | 33,144  | 7,095 | 2,029,978  | 1,552,321   | 477,657      |

本年度末の有形固定資産残高は土地を含め 2,029,978 千円と前年度比 26,049 千円増加している。減価償却累計額 1,552,321 千円は前年度比 46,925 千円の増加であり、年度末の減価償却資産に対する償却率は 76.5%となっている。

## ③負債・資本の部（調達）

【表 8 比較貸借対照表（調達）】

(単位：千円)

| 区 分  |         |             | 令和 7 年度末 |        |         |        | 令和 6 年度末 |        |
|------|---------|-------------|----------|--------|---------|--------|----------|--------|
|      |         |             | 決算額      | 構成比    | 前年度対比   |        | 決算額      | 構成比    |
|      |         |             |          |        | 増減額     | 増減率    |          |        |
| 負債の部 |         | 企 業 債       | 66,756   | 6.3%   | △10,906 | △14.0% | 77,662   | 7.0%   |
|      |         | 固定負債合計      | 66,756   | 6.3%   | △10,906 | △14.0% | 77,662   | 7.0%   |
|      | 流動負債    | 企 業 債       | 37,864   | 3.6%   | △ 3,509 | △8.5%  | 41,373   | 3.7%   |
|      |         | 未 払 金       | 44,356   | 4.2%   | 7,784   | 21.3%  | 36,572   | 3.3%   |
|      |         | 諸 引 当 金     | 35,071   | 3.3%   | 5,213   | 17.5%  | 29,858   | 2.7%   |
|      |         | その他流動負債     | 4,500    | 0.4%   | 1,390   | 44.7%  | 3,110    | 0.3%   |
|      |         | 流 動 負 債 計   | 121,791  | 11.5%  | 10,878  | 9.8%   | 110,913  | 10.0%  |
|      | 繰延収益    | 長 期 前 受 金   | 618,790  | 58.7%  | 3,169   | 0.5%   | 615,621  | 55.3%  |
|      |         | 長期前受金収益化累計額 | △496,766 | △47.1% | △17,740 | 3.7%   | △479,026 | △43.0% |
|      |         | 繰 延 収 益 計   | 122,024  | 11.6%  | △14,571 | △10.7% | 136,595  | 12.3%  |
|      | 負 債 合 計 |             | 310,571  | 29.4%  | △14,599 | △4.5%  | 325,170  | 29.2%  |

|      |           |          |           |        |         |        |           |        |
|------|-----------|----------|-----------|--------|---------|--------|-----------|--------|
| 資本の部 | 資本金       | 固有資本金    | 35,033    | 3.3%   | 0       | 0.0%   | 35,033    | 3.1%   |
|      |           | 再評価組入資本金 | 1,885     | 0.2%   | 0       | 0.0%   | 1,885     | 0.2%   |
|      |           | 繰入資本金    | 1,178,867 | 111.8% | 27,582  | 2.4%   | 1,151,285 | 103.4% |
|      |           | 組入資本金    | 90,601    | 8.6%   | 0       | 0.0%   | 90,601    | 8.1%   |
|      |           | 資本金計     | 1,306,386 | 123.9% | 27,582  | 2.2%   | 1,278,804 | 114.8% |
|      | 剰余金       | 繰越利益剰余金  | △490,218  | △46.5% | 21,295  | △4.2%  | △511,513  | △45.9% |
|      |           | 当年度純利益   | △71,929   | △6.8%  | △93,225 | —      | 21,296    | 1.9%   |
|      |           | 剰余金計     | △562,147  | △53.3% | △71,930 | △14.7% | △490,217  | △44.0% |
|      | 資本合計      |          | 744,239   | 70.6%  | △44,348 | △5.6%  | 788,587   | 70.8%  |
|      | 負債・資本の部合計 |          | 1,054,810 | 100.0% | △58,947 | △5.3%  | 1,113,757 | 100.0% |

負債勘定では、固定負債で新規に病院整備事業債 26,800 千円を発行したが、翌年度償還分 37,864 千円を流動負債の部に振り替えたため、11,064 千円減少した。

病院整備事業債は、前年度末残高 119,035 千円（固定負債 77,662 千円、流動負債 41,373 千円）に対して 26,800 千円を発行し 41,215 千円を償還したことから、本年度末残高は 104,620 千円（固定負債 66,756 千円、流動負債 37,864 千円）となった。

流動負債は、負債について決算日の翌日から起算して 1 年以内支払分を流動負債、1 年超支払分を固定負債に区分する 1 年会計基準により、令和 8 年度の償還予定額 37,864 千円を固定負債から振り替え、企業債残高が 37,864 千円と 3,509 千円の減少、未払金が 44,356 千円と 7,784 千円の増加、職員手当に係る賞与引当金及び法定福利費引当金が 35,071 千円と 5,213 千円増加したことなどから 121,791 千円と前年度比 10,878 千円、9.8%増加した。

繰延収益は固定資産取得に伴い、過去に受入れた一般会計等からの補助金 18,696 千円を長期前受金戻入に計上し減価償却費の財源に充て、新たに 4,125 千円の補助金を受け 122,024 千円と前年度比△14,571 千円、10.7%減少した。

資本の部では繰入資本金が 1,178,867 千円と一般会計から 27,582 千円の繰入れにより増加したほかに異動はなく、当年度純利益が△71,929 千円となったことから当年度未処分利益剰余金（累積欠損金）は△562,147 千円となり資本合計は 744,239 千円となった。

## 5 審査意見

### (1) 令和7年度の概況について

令和7年度は、「国民健康保険町立南幌病院経営強化プラン」に基づき、新たに常勤医師1名が採用され医師4名体制を確保するとともに、経営の効率化を推進し、持続可能な地域医療提供体制の確保に向けた取組が進められている。総合診療科の医師が4名になったことで、乳幼児から高齢者までの診療が行われており、町民の健康に関する様々な相談に応じ、各種健康診断や予防接種の実施、救急機能の維持などを通じて町民の健康管理に努めている。また、キャッシュレス決済やワクチン接種のWEB予約を導入し、利便性の向上が図られている。

令和7年度は持続可能な地域医療の実現に向けて、適正経営コンサルティング業務が実施され、町立南幌病院が将来にわたり地域医療を持続的に提供していくための具体的な事業規模及び方向性が示された。

令和7年度病院事業会計決算では、入院・外来患者数において、予算における見込み人数は入院で15,330人、外来で16,179人であったが、決算では入院11,081人、達成率72.3%、外来16,357人、達成率101.1%となった。予算対比で入院患者数が少なかった理由として、国では今後需要が高まると予想される在宅医療への対応を強化するため入院に限らない医療体制を整備する方向性となっており、診療報酬も急性期医療を終えた患者が在宅や介護施設への復帰に向けて医療やリハビリテーション、退院支援などに対して手厚い傾向にある。近隣市町でも、地域ケア包括病棟の活用と整備が進んでおり、従前は町立南幌病院へ転院してきた患者がそのまま元の病院の地域包括ケア病棟に転床していることが影響しているものと推察され、病床利用率が本年度は50.6%、前年度対比で4.7%減少していることも同様の理由である。

医業収支の状況と医業収支比率は、昨年度より赤字が96,438千円増加しており、医業収支比率も10.3%減少した。この理由については、収益面では、入院患者の減少による入院収益の減少が大きく、費用面では、人事院勧告による人件費の増加や、本来であれば、入院患者の減少に比例して減少する材料費等の経費が、物価高騰により横ばいもしくは増加していることによるものである。

今後は、地域への情報発信によりイメージアップとPRを図ることが重要であり、収益面では、入院患者数の減少による病床利用率の低下が大きく影響し、病院経営はより一層厳しい状況が続くものと推察される。

病床利用率の改善が町立南幌病院の安定的・持続的な経営につながるものとする。

### (2) 審査意見の総括

令和7年度南幌町病院事業会計の決算報告書及び事業決算書並びに付属書類は関係諸帳表により検証した結果、それぞれ関係法令に基づいて作成され、その計数は適正に表示していると認められる。

今後、町立南幌病院がどのような役割を担っていくのかを鑑み、町民が安心して暮らせ

るよう、身近なかかりつけ医としての機能を基本とする安定的な病院経営が続くことを期待し、審査意見とする。

## 認定第3号

### 令和7年度南幌町下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和7年度南幌町下水道事業会計の歳入歳出決算書を、別紙監査委員の意見を付けて認定に付す。

令和8年9月7日提出  
南幌町長 大崎 貞二

記

南幌町長 大 崎 貞 二 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美  
南幌町監査委員 加 藤 真 悟

## 令和7年度南幌町下水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、審査に付された令和7年度南幌町下水道事業会計決算書について意見を次のとおり提出します。

### 記

#### 1 審査の対象

令和7年度南幌町下水道事業会計決算の事業報告書、事業決算書、財務諸表並びに決算書作成の基礎とする関係書類及び証拠書類などを対象にした。

- (1) 令和7年度南幌町下水道事業決算報告書
- (2) 令和7年度南幌町下水道事業損益計算書
- (3) 令和7年度南幌町下水道事業貸借対照表
- (4) 令和7年度南幌町下水道事業剰余金計算書
- (5) 令和7年度南幌町下水道事業欠損金処理計算書
- (6) その他附属書類

#### 2 審査の期間及び場所

期間 令和8年8月4日（1日間）

場所 南幌町役場監査委員室

#### 3 審査の手続き

決算の審査にあたっては、南幌町監査基準に基づき、町長から審査に付された令和7年度下水道事業決算報告書等が関係法令に定める様式を基準として調製がされているか審査を行った。

審査の方法は、関係所管課等に決算に係る資料等の提出を求め、決算諸表の計数と会計帳票等の照合・検査のほか、関係所管課等への決算概況の聴取等の審査手続きにより、予算執行が適正かつ効率的に実施されているかを主眼に、予算執行状況の年度間比較などを実施した。

また、証書類の検証、現金・預金の残高の確認等については、地方自治法第199条及び第235条の2の規定に基づき、定例監査及び例月出納検査において実施したので、その結果を踏まえて審査した。

なお、審査の内容は千円単位の四捨五入のため内訳と合計が一致しない場合がある。

#### 4 審査の内容

##### (1) 業務の概要について

【表 1 業務量】

| 区 分       | 令和 7 年度                | 令和 6 年度                | 対前年度比                  |       | 備 考                                                     |
|-----------|------------------------|------------------------|------------------------|-------|---------------------------------------------------------|
|           |                        |                        | 増減数                    | 増減率   |                                                         |
| 行政区域内人口   | 8,251 人                | 8,036 人                | 215 人                  | 2.7%  |                                                         |
| 処 理 人 口   | 6,894 人                | 6,640 人                | 254 人                  | 3.8%  | 下水道 6,452 人<br>農 集 442 人                                |
| 水洗便所設置済人口 | 6,877 人                | 6,623 人                | 254 人                  | 3.8%  | 下水道 6,441 人<br>農 集 436 人                                |
| 普 及 率     | 83.6%                  | 82.6%                  | 1.0%                   | 1.1%  | 下水道 78.2%<br>農 集 5.4%                                   |
| 水 洗 化 率   | 99.8%                  | 99.7%                  | 0.0%                   | 0.0%  | 下水道 99.8%<br>農 集 98.6%                                  |
| 年間総処理水量   | 622,680 m <sup>3</sup> | 667,920 m <sup>3</sup> | △45,240 m <sup>3</sup> | △6.8% | 下水道 583,983 m <sup>3</sup><br>農 集 38,697 m <sup>3</sup> |
| 年間有収水量    | 562,002 m <sup>3</sup> | 542,680 m <sup>3</sup> | 19,322 m <sup>3</sup>  | 3.6%  | 下水道 531,995 m <sup>3</sup><br>農 集 30,007 m <sup>3</sup> |

処理人口は 6,894 人、前年度 6,640 人と比較し 254 人、3.8%増加となった。また、普及率は 83.6%、前年度 82.6%と比較し 1.0%、1.1%の増加となった。

## (2) 収益的収入及び支出について

【表2 比較収支計算書】

(単位：千円)

| 科 目       |                | 令和 7 年度  |          |            |         |         | 令和 6 年度<br>実 績 |
|-----------|----------------|----------|----------|------------|---------|---------|----------------|
|           |                | 予算現額     | 決算額      | 達成率        | 前年度対比   |         |                |
|           |                |          |          |            | 増減額     | 増減率     |                |
| 営業<br>収益  | 下水道使用料         | 114, 853 | 116, 724 | 101. 6%    | 3, 086  | 2. 7%   | 113, 638       |
|           | 合 計            | 114, 853 | 116, 724 | 101. 6%    | 3, 086  | 2. 7%   | 113, 638       |
| 営業外<br>収益 | 他会計補助金         | 90, 063  | 90, 063  | 100. 0%    | 5, 153  | 6. 1%   | 84, 910        |
|           | 負 担 金          | 8, 689   | 8, 918   | 102. 6%    | 3, 797  | 74. 1%  | 5, 121         |
|           | 長期前受金戻入        | 101, 165 | 101, 166 | 100. 0%    | 1, 631  | 1. 6%   | 99, 535        |
|           | 消費税及び地方消費税還付金  | 5, 000   | 12, 558  | 251. 2%    | 1, 790  | 16. 6%  | 10, 768        |
|           | 雑 収 益          | 1        | 81       | 8, 100. 0% | 71      | 710. 0% | 10             |
|           | 合 計            | 204, 918 | 212, 786 | 103. 8%    | 12, 442 | 6. 2%   | 200, 344       |
| 特別<br>利益  | 過年度損益修正益       | 18       | 18       | 100. 0%    | △8, 008 | △99. 8% | 8, 026         |
|           | 合 計            | 18       | 18       | 100. 0%    | △8, 008 | △99. 8% | 8, 026         |
| 収益合計      |                | 319, 789 | 329, 528 | 103. 0%    | 7, 520  | 2. 3%   | 322, 008       |
| 営業<br>費用  | 管 渠 費          | 11, 186  | 10, 106  | 90. 3%     | △363    | △3. 5%  | 10, 469        |
|           | 処理場管理費         | 13, 768  | 11, 995  | 87. 1%     | 2, 219  | 22. 7%  | 9, 776         |
|           | ポンプ場費          | 26, 008  | 24, 456  | 94. 0%     | 2, 388  | 10. 8%  | 22, 068        |
|           | 総 係 費          | 79, 702  | 68, 191  | 85. 6%     | △7, 904 | △10. 4% | 76, 095        |
|           | 減価償却費          | 205, 047 | 205, 046 | 100. 0%    | 8, 061  | 4. 1%   | 196, 985       |
|           | 合 計            | 335, 711 | 319, 794 | 95. 3%     | 4, 401  | 1. 4%   | 315, 393       |
| 営業外<br>費用 | 支払い利息及び企業債取扱諸費 | 12, 903  | 12, 179  | 94. 4%     | 5, 059  | 71. 1%  | 7, 120         |
|           | 合 計            | 12, 903  | 12, 179  | 94. 4%     | 5, 059  | 71. 1%  | 7, 120         |
| 特別<br>損失  | 過年度損益修正損       | 10       | 10       | 100. 0%    | 10      | 皆増      | 0              |
|           | その他特別損失        | 0        | 0        | 0. 0       | △6      | 皆減      | 6              |
|           | 合 計            | 10       | 10       | 100. 0%    | 4       | 66. 7%  | 6              |
| 費用合計      |                | 348, 624 | 331, 983 | 95. 2%     | 9, 464  | 2. 9%   | 322, 519       |

収益合計は、329,528 千円と予算現額 319,789 千円に対し 9,739 千円の増加、達成率 103.0%となった。

収益の内訳は、営業収益では 116,724 千円と予算現額 114,853 千円に対し 1,871 千円の増加、達成率 101.6%、営業外収益では 212,786 千円と予算現額 204,918 千円に対し 7,868 千円の増加、達成率 103.8%、特別利益では 18 千円と予算現額と同額で達成率 100.0%となった。

費用合計は、331,983 千円と予算現額 348,624 千円に対して 16,641 千円の減少、達成率 95.2%となった。

費用の内訳は、営業費用では 319,794 千円と予算現額 335,711 千円に対して 15,917 千円の減少、達成率 95.3%、営業外費用では、12,179 千円と予算現額 12,903 千円に対して 724 千円の減少、達成率 94.4%、特別損失では、10 千円と予算現額と同額で達成率 100.0%となった。

### (3) 資本的収支について

【表 3 資本的収支の明細】

(単位：千円)

| 区 分 |             | 令和 7 年度  |         |        | 令和<br>6 年度 | 令和<br>5 年度 |
|-----|-------------|----------|---------|--------|------------|------------|
|     |             | 決 算 額    | 前年度対比   |        |            |            |
|     |             |          | 増減額     | 増減率    |            |            |
| 収 入 | 企 業 債       | 211,900  | 35,100  | 19.9%  | 176,800    | —          |
|     | 他会計出資金      | 0        | △966    | 皆減     | 966        | —          |
|     | 国庫補助金       | 213,923  | 100,895 | 89.3%  | 113,028    | —          |
|     | 受益者負担金及び分担金 | 229      | 229     | 皆増     | 0          | —          |
|     | 収 入 合 計     | 426,052  | 135,258 | 46.5%  | 290,794    | —          |
| 支 出 | 建設改良費       | 445,637  | 127,329 | 40.0%  | 318,308    | —          |
|     | 企業債償還金      | 54,574   | △666    | △1.2%  | 55,240     | —          |
|     | 支 出 合 計     | 500,211  | 126,663 | 33.9%  | 373,548    | —          |
| 収支差 |             | △ 74,159 | 8,595   | △10.4% | △82,754    | —          |

資本的収入は企業債発行 211,900 千円のほか、下水道事業における国庫補助金として 213,923 千円を受け入れ、合計 426,052 千円となった。

資本的支出では、固定資産の取得に建設改良費として合計 445,637 千円及び企業債償還金 54,574 千円、合計 500,211 千円を支出している。

この結果、現金の出入りを伴う資本的収支差額は△74,159 千円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 74,159 千円は、当年度分損益勘定留保資金で補填した。

#### (4) 損益計算書について

【表 4 損益計算書（収益）】

(単位：千円・税抜き)

| 区 分   |          | 令和 7 年度 |        |           |        | 令和 6 年度 |        |
|-------|----------|---------|--------|-----------|--------|---------|--------|
|       |          | 決 算 額   | 構成比    | 前 年 度 対 比 |        | 決 算 額   | 構成比    |
|       |          |         |        | 増減額       | 増減率    |         |        |
| 営業収益  | 下水道使用料   | 106,135 | 34.6%  | 2,807     | 2.7%   | 103,328 | 34.3%  |
|       | 合 計      | 106,135 | 34.6%  | 2,807     | 2.7%   | 103,328 | 34.3%  |
| 営業外収益 | 他会計補助金   | 90,063  | 29.4%  | 5,153     | 6.1%   | 84,910  | 28.2%  |
|       | 負 担 金    | 8,918   | 2.9%   | 3,797     | 74.1%  | 5,121   | 1.7%   |
|       | 長期前受金戻入  | 101,166 | 33.0%  | 1,631     | 1.6%   | 99,535  | 33.1%  |
|       | 雑 収 入    | 81      | 0.1%   | 70        | 636.4% | 11      | 0.0%   |
|       | 合 計      | 200,228 | 65.4%  | 10,651    | 5.6%   | 189,577 | 63.0%  |
| 特別利益  | 過年度損益修正益 | 18      | 0.0%   | △8,008    | △99.8% | 8,026   | 2.7%   |
|       | 合 計      | 18      | 0.0%   | △8,008    | △99.8% | 8,026   | 2.7%   |
| 合 計   |          | 306,381 | 100.0% | 5,450     | 1.8%   | 300,931 | 100.0% |

【表 5 損益計算書（支出）】

(単位：千円・税抜き)

| 区 分   |               | 令和 7 年度 |        |           |        | 令和 6 年度 |        |
|-------|---------------|---------|--------|-----------|--------|---------|--------|
|       |               | 決 算 額   | 構成比    | 前 年 度 対 比 |        | 決 算 額   | 構成比    |
|       |               |         |        | 増減額       | 増減率    |         |        |
| 営業費用  | 管 渠 費         | 9,191   | 2.8%   | △330      | △3.5%  | 9,521   | 3.0%   |
|       | 処理場管理費        | 11,482  | 3.5%   | 2,589     | 29.1%  | 8,893   | 2.8%   |
|       | ポンプ場費         | 21,665  | 6.7%   | 1,599     | 8.0%   | 20,066  | 6.4%   |
|       | 総 係 費         | 64,359  | 19.9%  | △7,414    | △10.3% | 71,773  | 22.8%  |
|       | 減価償却費         | 205,046 | 63.2%  | 8,061     | 4.1%   | 196,985 | 62.6%  |
|       | 合 計           | 311,743 | 96.1%  | 4,505     | 1.5%   | 307,238 | 97.6%  |
| 営業外費用 | 支払利息及び企業債取扱諸費 | 12,179  | 3.8%   | 5,059     | 71.1%  | 7,120   | 2.3%   |
|       | 雑 支 出         | 387     | 0.1%   | △22       | △5.4%  | 409     | 0.1%   |
|       | 合 計           | 12,566  | 3.9%   | 5,037     | 66.9%  | 7,529   | 2.4%   |
| 特別損失  | 過年度損益修正損      | 10      | 0.0%   | 10        | 皆増     | 0       | 0.0%   |
|       | その他特別損失       | 0       | 0.0%   | △5        | 皆減     | 5       | 0.0%   |
|       | 合 計           | 10      | 0.0%   | 5         | 100.0% | 5       | 0.0%   |
| 合 計   |               | 324,319 | 100.0% | 9,547     | 3.0%   | 314,772 | 100.0% |

営業収益、営業外収益及び特別利益を合計した総収益は 306,381 千円で、営業費用、営業外費用及び特別損失を合計した総費用は 324,319 千円である。その結果、収支差引額△17,938 千円は不足額として当年度純損失となった。

### ①営業収益及び営業費用について

営業収益は 106,135 千円で総収益の 34.6%を占めている。営業費用は 311,743 千円で、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は△205,608 千円となった。

営業収益の構成比は、下水道使用料のみとなり、100%となっている。一方、営業費用の構成比は、減価償却費が最も大きく、65.8%を占めており、次いで総係費が 20.6%を占めている。

### ②営業外収益及び営業外費用について

営業外収益の合計は 200,228 千円で総収益の 65.4%、営業外収益の内訳は、他会計補助金 90,063 千円で総収益の 29.4%、長期前受金戻入が 101,166 千円で総収益の 33.0%を占めている。

営業外費用は 12,566 千円、総費用の 3.9%で、営業外費用の内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費が 12,179 千円で総費用の 3.8%を占めている。

この結果、営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外利益は、187,662 千円となった。

### ③特別利益及び特別損失について

特別利益は 18 千円で、これは、消費税過年度還付加算金である。

特別損失は、10 千円となった。

## (5) 財務について

### ①資産の部（運用）

【表 6 比較貸借対照表（資産）】

（単位：千円）

| 区 分     |           | 令和 7 年度   |        |           |        | 令和 6 年度   |        |
|---------|-----------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|
|         |           | 決 算 額     | 構成比    | 前 年 度 対 比 |        | 決 算 額     | 構成比    |
|         |           |           |        | 増減額       | 増減率    |           |        |
| 固定資産    | 構 築 物     | 3,564,794 | 73.2%  | △197,315  | △5.2%  | 3,762,109 | 84.9%  |
|         | 建設仮勘定     | 825,382   | 17.0%  | 604,351   | 273.4% | 221,031   | 5.0%   |
|         | 無形固定資産    | 381,903   | 7.8%   | 4,371     | 1.2%   | 377,532   | 8.5%   |
|         | 固定資産計     | 4,772,079 | 98.0%  | 411,407   | 9.4%   | 4,360,672 | 98.4%  |
| 流動資産    | 現 金 ・ 預 金 | 45,400    | 0.9%   | 21,768    | 92.1%  | 23,632    | 0.6%   |
|         | 未 収 金     | 33,010    | 0.7%   | △3,996    | △10.8% | 37,006    | 0.8%   |
|         | その他流動資産   | 21,198    | 0.4%   | 10,889    | 105.6% | 10,309    | 0.2%   |
|         | 流動資産計     | 99,608    | 2.0%   | 28,661    | 40.4%  | 70,947    | 1.6%   |
| 資 産 合 計 |           | 4,871,687 | 100.0% | 440,068   | 9.9%   | 4,431,619 | 100.0% |

本年度下水道事業会計の財務規模は 4,871,687 千円と前年度比 440,068 千円、9.9%増加している。

資産勘定では、固定資産の正味残高は 4,772,079 千円で構築物は主に管路施設である。流動資産の合計は 99,608 千円となった。

### ②有形固定資産の状況

【表 7 有形固定資産の明細】

（単位：千円）

| 区 分       | 前年度末<br>残高 | 令和 7 年度 |        |            |             |              |
|-----------|------------|---------|--------|------------|-------------|--------------|
|           |            | 増加      | 減少     | 年度末<br>現在高 | 減価償却<br>累計額 | 年度末償<br>却未済高 |
| 構 築 物     | 3,938,333  | 3,920   | 0      | 3,942,253  | 366,709     | 3,575,544    |
| 建 設 仮 勘 定 | 225,291    | 405,124 | 27,113 | 603,302    | 0           | 603,302      |
| 合 計       | 4,163,624  | 409,044 | 27,113 | 4,545,555  | 366,709     | 4,178,846    |

本年度末の有形固定資産残高は 4,545,555 千円と前年度比 381,931 千円増加している。減価償却累計額は 366,709 千円であり、年度末の減価償却資産に対する償却率は 8.1%となっている。

### ③負債・資本の部（調達）

【表 8 比較貸借対照表（調達）】

（単位：千円）

| 区 分       |         |             | 令和 7 年度末    |         |           |         | 令和 6 年度末    |         |
|-----------|---------|-------------|-------------|---------|-----------|---------|-------------|---------|
|           |         |             | 決算額         | 構成比     | 前年度対比     |         | 決算額         | 構成比     |
|           |         |             |             |         | 増減額       | 増減率     |             |         |
| 負債の部      |         | 企 業 債       | 830, 997    | 17. 8%  | 154, 046  | 22. 8%  | 676, 951    | 15. 3%  |
|           |         | 固定負債合計      | 830, 997    | 17. 8%  | 154, 046  | 22. 8%  | 676, 951    | 15. 3%  |
|           | 流動負債    | 企 業 債       | 58, 300     | 1. 3%   | 3, 279    | 6. 0%   | 55, 021     | 1. 2%   |
|           |         | 未 払 金       | 32, 597     | 0. 7%   | △10, 281  | △24. 0% | 42, 878     | 1. 0%   |
|           |         | 引 当 金       | 1, 212      | 0. 0%   | 777       | 178. 6% | 435         | 0. 0%   |
|           |         | その他流動負債     | 20, 907     | 0. 4%   | 10, 598   | 102. 8% | 10, 309     | 0. 2%   |
|           |         | 流 動 負 債 計   | 113, 016    | 2. 4%   | 4, 373    | 4. 0%   | 108, 643    | 2. 4%   |
|           | 繰延収益    | 長 期 前 受 金   | 2, 512, 656 | 53. 8%  | 189, 423  | 8. 2%   | 2, 323, 233 | 52. 4%  |
|           |         | 長期前受金収益化累計額 | △200, 701   | △4. 3%  | △101, 166 | 101. 6% | △99, 535    | △2. 2%  |
|           |         | 繰 延 収 益 計   | 2, 311, 955 | 49. 5%  | 88, 257   | 4. 0%   | 2, 223, 698 | 50. 2%  |
|           | 負 債 合 計 |             | 3, 255, 968 | 69. 7%  | 246, 676  | 8. 2%   | 3, 009, 292 | 67. 9%  |
| 資産の部      | 資本金     | 固 有 資 本 金   | 1, 435, 202 | 30. 7%  | 0         | 0. 0%   | 1, 435, 202 | 32. 4%  |
|           |         | 繰 入 資 本 金   | 966         | 0. 0%   | 0         | 0. 0%   | 966         | 0. 0%   |
|           |         | 資 本 金 計     | 1, 436, 168 | 30. 70% | 0         | 0. 0%   | 1, 436, 168 | 32. 4%  |
|           | 剰余金     | 繰越利益剰余金     | 0           | 0. 0%   | 0         | 0. 0%   | 0           | 0. 0%   |
|           |         | 当年度純利益      | △17, 938    | △0. 4%  | △4, 097   | 29. 6%  | △13, 841    | △0. 3%  |
|           |         | 剰 余 金 計     | △17, 938    | △0. 4%  | △4, 097   | 29. 6%  | △13, 841    | △0. 3%  |
|           | 資 本 合 計 |             | 1, 418, 230 | 30. 3%  | △4, 097   | △0. 3%  | 1, 422, 327 | 32. 1%  |
| 負債・資本の部合計 |         |             | 4, 674, 198 | 100. 0% | 242, 579  | 5. 5%   | 4, 431, 619 | 100. 0% |

負債勘定では、固定負債で新規に下水道事業債 211,900 千円を発行したが、翌年度償還分 58,300 千円を流動負債に振り替えた。

下水道事業債は、前年度末残高 731,972 千円（固定負債 676,951 千円、流動負債 55,021 千円）に対して 211,900 千円を発行し 54,574 千円を償還したことから、本年度末残高は 889,297 千円（固定負債 830,997 千円、流動負債 58,300 千円）となった。

流動負債は、負債について決算日の翌日から起算して 1 年以内支払い分を流動負債、1 年越支払い分を固定負債に区分する 1 年会計基準により、令和 8 年度の起債予定額 58,300 千円を固定負債から振り替え、企業債残高が、58,300 千円と 3,279 千円の増加、未払金が 32,597 千円、職員手当に係る賞与引当金及び法定福利費引当金が 1,212 千円となった。

繰延収益は固定資産取得に伴い、2,311,955 千円となった。

資本の部では繰入資本金が 966 千円となり、当年度純利益が△17,938 千円となったことから当年度末処分利益余剰金（累積欠損金）は△17,938 千円となり資本合計は 1,418,230 千円となった。

## 5 審査意見

### （１）令和 7 年度の概況

令和 7 年度は、流動負債に対する流動資産の割合である流動比率は 88.1%であった。流動比率は財務状態を示す指標であり、100%を超えることが望ましいとされていることから、今後においては、留保資金が改善していけば、増加で推移していくものと推察される。

資本的収支においては、収入では企業債、国庫補助金及び受益者負担金分担金の合計が 426,052 千円で、支出では建設改良費及び企業債償還金の合計が 500,211 千円となっており、収支差が△74,159 千円となった。その財源は当年度損益勘定留保資金で補填されている状態である。

損益計算書においては、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は△205,608 千円で主に減価償却費等に対する現金の伴わない支出による営業費用の増が要因となっている。

営業収益、営業外収益及び特別利益を合計した総収益から、営業費用、営業外費用及び特別損失を合計した総費用を差し引いた収支差引額は純利益△17,938 千円となっている。

### （２）審査意見の総括

令和 7 年度南幌町下水道事業会計の決算報告書及び事業決算書並びに付属書類は関係諸帳表により検証した結果、それぞれ関係法令に基づいて作成され、その計数は適正に表示していると認められる。

下水道事業会計は令和 6 年度から地方公営企業法の一部を適用し、事業の透明性や適正な料金算定、財政状況の把握を主な目的として公営企業会計へ移行している。

下水道事業は、町民の衛生的な生活を維持するため、重要なインフラであり、安定的で持続的な事業経営が求められる。

南幌町下水道事業経営戦略に基づき、健全かつ持続的な下水道事業経営が行われることを望み、審査意見とする。

報告第3号

令和7年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和7年度決算に基づく南幌町健全化判断比率及び南幌町資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して報告する。

令和8年9月7日提出  
南幌町長 大崎 貞二

記

令和7年度南幌町健全化判断比率

| 実質赤字比率                                                                                | 連結実質赤字比率     | 実質公債費比率          | 将来負担比率             |
|---------------------------------------------------------------------------------------|--------------|------------------|--------------------|
| —<br>(15.0%)                                                                          | —<br>(20.0%) | 12.2%<br>(25.0%) | 124.5%<br>(350.0%) |
| 備考<br>1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がないので、それぞれの赤字比率は「—」で表している。<br>2 括弧内は南幌町における早期健全化基準を表している。 |              |                  |                    |

令和7年度南幌町資金不足比率

| 特別会計の名称                                                                | 資金不足比率    |
|------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 病院事業会計                                                                 | — (20.0%) |
| 下水道事業会計                                                                | — (20.0%) |
| 備考<br>1 公営企業会計において資金不足額がないので、資金不足比率は「—」で表している。<br>2 括弧内は経営健全化基準を表している。 |           |

南 監 査 号  
令和8年8月25日

南幌町長 大 崎 貞 二 様

南幌町監査委員 白 倉 敏 美  
南幌町監査委員 加 藤 真 悟

## 令和7年度決算に基づく南幌町財政健全化及び経営健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和7年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、その意見を次のとおり提出します。

### 記

#### 1 審査の対象

令和7年度南幌町各会計決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類、南幌町各公営企業会計（病院事業会計、下水道事業会計）決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

#### 2 審査の期間

令和8年8月17日（1日間）

#### 3 審査の概要

財政健全化及び経営健全化の審査にあたっては、南幌町監査基準に基づき、町長から審査に付された令和7年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足判断比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査を行った。

#### 4 審査の結果

##### （1）総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

## (2) 健全化判断比率

| 健全化判断比率  | 令和7年度  | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|--------|---------|--------|
| 実質赤字比率   | －％     | 15.0％   | 20.0％  |
| 連結実質赤字比率 | －％     | 20.0％   | 30.0％  |
| 実質公債費比率  | 12.2％  | 25.0％   | 35.0％  |
| 将来負担比率   | 124.5％ | 350.0％  |        |

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、赤字額がないため「－」で表示している。

## (3) 資金不足比率

| 特別会計の名称 | 令和7年度<br>資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|---------|-----------------|---------|
| 病院事業会計  | －％              | 20.0％   |
| 下水道事業会計 | －％              | 20.0％   |

※資金不足比率については、いずれの会計についても資金不足額がないため「－」で表示している。

## (4) 個別意見

### ①実質赤字比率について

令和7年度一般会計決算については、実質収支が黒字となっているため、実質赤字比率は発生しない。

### ②連結実質赤字比率について

令和7年度一般会計及び公営事業会計の連結決算については、連結実質収支が黒字となっているため連結実質赤字比率は発生しない。

### ③実質公債費比率について

令和7年度の実質公債費比率は12.2%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると12.8%下回るとともに、起債にあたり許可を必要とする基準の18.0%を5.8%下回っている。

単年度比率では、令和5年度12.8%、令和6年度12.1%、令和7年度11.6%となり、実質公債費率を算定するうえで分母となる、普通交付税額の増加が主な要因で、前年度と比較すると0.5%減少している。

令和7年度も前年度同様、実質公債費比率は18.0%を下回っており公債費負担適正化計画の策定義務はない。

### 【実質公債費比率の推移】

(単位：％)

| 区 分       | R 7  | R 6  | R 5  | R 4  | R 3  | R 2  | R 元  | H30  | H29  | H28  |
|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 実質公債費比率   | 12.2 | 12.4 | 11.7 | 10.5 | 10.2 | 11.2 | 11.9 | 12.7 | 13.0 | 14.0 |
| 前 年 度 増 減 | △0.2 | 0.7  | 1.2  | 0.3  | 1.0  | △0.7 | △0.8 | △0.3 | △1.0 | -    |

#### ④将来負担比率について

令和 7 年度の将来負担比率は 124.5％となっており、早期健全化基準の 350.0％と比較すると、これを 225.5％下回っている。

令和 6 年度の将来負担比率 128.3％との比較では 3.8％減少しているが、本町は全道的に高い水準にあり、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すこの指標は、今後注視していく必要がある。

### 【将来負担比率の推移】

(単位：％)

| 区 分         | R 7   | R 6   | R 5   | R 4   | R 3  | R 2  | R 元  | H30  | H29  | H28  |
|-------------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|------|------|
| 将 来 負 担 比 率 | 124.5 | 128.3 | 111.2 | 107.9 | 95.8 | 86.6 | 70.1 | 73.8 | 75.0 | 67.5 |
| 前 年 度 増 減   | △3.8  | 17.1  | 3.3   | 12.1  | 9.2  | 16.5 | △3.7 | △1.2 | 7.5  | -    |

#### ⑤資金不足比率について

本町では公営企業会計（病院事業会計、下水道事業会計）に関して、資金不足は生じていない。

### (5) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 議案第 38 号

### 字の区域の廃止について

本町区域内の字の区域を廃止するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 7 日提出  
南幌町長 大 崎 貞 二

記

## 字を廃止する区域

| 町   | 字     | 地 番                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 南幌町 | 字幌向原野 | 9 5 5 番 3、9 5 5 番 2 9、9 5 5 番 3 0、9 5 6 番 6、9 5 6 番 7、9 5 6 番 1 0、9 5 6 番 1 1、9 5 6 番 1 4、9 5 6 番 2 3、9 5 6 番 2 6、9 5 6 番 2 7、9 5 6 番 4 3、9 5 6 番 4 7、9 5 6 番 4 9～5 1、9 5 6 番 5 3、9 5 6 番 5 4、9 5 6 番 6 1～6 9、9 5 6 番 7 2、9 5 6 番 7 4、9 5 6 番 7 6～7 8、9 5 6 番 8 0～8 3、9 5 6 番 8 5～8 8、9 5 6 番 9 1～9 3、1 4 8 1 番 1～6、1 4 8 7 番 2、1 4 8 7 番 4～6、1 4 8 7 番 8 |

## 提案理由

土地改良法第 5 4 条の規定に基づく換地処分により、字の区域を廃止するため、本案を提案するものである。

議案第 39 号

町税条例の一部を改正する条例制定について

町税条例（昭和 33 年南幌町条例第 4 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日提出  
南幌町長 大 崎 貞 二

記

## 町税条例の一部を改正する条例

町税条例（昭和３３年南幌町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第３４条の７第２項中「附則第５条の６第２項」を「附則第５条の６第３項又は第４項」に改める。

第３６条の２第１項ただし書中「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

- （１） 所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- （２） 法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下である

ものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第7条の4中「又は附則第20条第1項」を「、附則第19条の3第1項又は附則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の

6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 9 条の 2 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 17 条の 2 第 2 項中「附則第 34 条の 2 第 5 項」を「附則第 34 条の 2 第 6 項」に、「附則第 34 条の 2 第 10 項」を「附則第 34 条の 2 第 12 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 13 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第 19 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例）

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1 項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4 で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第 1 号の規定により読み替えて適用される第 34 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の 100 分の 3 に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第 34 条の 2 の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあ

るのは、「総所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。
- (3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額」とする。

## 附 則

### (施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 63 条の改正規定及び附則第 3 条の規定 令和 9 年 4 月 1 日
- (2) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 7 条の 4 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）並びに附則第 9 条の 2 及び第 17 条の 2 の改正規定並びに次条第 4 項の規定 令和 10 年 1 月 1 日
- (3) 附則第 7 条の 4 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第 19 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定並びに次条第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 64 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の町税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3第1項及び第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の町税条例附則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「3号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用

し、3号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方税法等の改正に伴い、本案を提案するものである。



議案第 4 0 号

南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例制定について

南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和  
7 年南幌町条例第 2 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日提出  
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

南幌町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和  
7 年南幌町条例第 2 6 号）の一部を改正する条例を次のように改正する。

第 1 4 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 1 4 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 3 4 条の 1 6 第 4 項において準  
用する法第 2 1 条の 5 の 1 8 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学  
校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のた  
めの措置に関する法律（令和 6 年法律第 6 9 号）第 2 条第 2 項に規定する児  
童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対  
象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象  
業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性  
及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る  
犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他  
の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 2 月 2 5 日から施行する。

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案  
するものである。

議案第 4 1 号

南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例制定について

南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2  
6 年南幌町条例第 1 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日提出  
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年南幌町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「場合」を「場合若しくは同条第 10 項第 3 号の規定に基づき保育を必要とする児童であつて満 3 歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第 6 条第 1 項中「国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。以下「特区法」という。）第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業を行う事業者（以下「国家戦略特別区域小規模保育事業者」）」を「法第 6 条の 3 第 10 項第 3 号に掲げる事業（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満 3 歳以上限定小規模保育事業者」）」に改め、同項第 3 号中「家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等（満 3 歳以上限定小規模保育事業者を除く。第 6 項及び第 7 項において同じ。）」に改め、同条第 7 項中「特区法第 12 条の 4 第 1 項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「満 3 歳以上限定小規模保育事業」に改める。

第 13 条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条 家庭的保育事業者等は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第 17 条第 2 項中「第 13 条」を「第 13 条の 2」に改める。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第27条中「、小規模保育事業B型」を「、小規模保育事業B型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」に、「小規模保育事業C型」を「小規模保育事業C型（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。））」に改める。

第29条第2項第3号中「 おおむね15人につき1人」を削り、「児童」の次に「 おおむね15人につき1人」を、「第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。））」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第2項第3号中「 おおむね15人につき1人」を削り、「児童」の次に「 おおむね15人につき1人」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所

B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第2項第3号中「 おおむね15人につき1人」を削り、「児童」の次に「 おおむね15人につき1人」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第2項第3号中「 おおむね15人につき1人」を削り、「児童」の次に「 おおむね15人につき1人」を加え、同条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいう。次項にお

いて同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する次号」と読み替えるものとする」を「同じ。）」とする」に改める。

附則第3条中「家庭的保育事業者等（）」を「家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び）」に改める。

附則第4条の見出し中「及び小規模型事業所内保育事業」を「等」に改める。

附則第5条の見出し中「小規模保育事業C型の」を削り、次の4条を加える。  
(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)

第6条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）が不足していることに鑑み、当分の間、第29条第2項各号又は第44条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を置かなければならない。

第7条 前条の事情に鑑み、当分の間、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第8条 附則第6条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この条において、「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の

総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第29条第2項又は第44条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると町長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第9条 前2条の規定を適用するときは、保育士（北海道が認定地方公共団体である場合には、保育士又は北海道の区域に係る地域限定保育士をいい、第29条第3項若しくは第4項若しくは第44条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8年12月25日から、第17条の改正規定は、健康保険法等の一部を改正する法律（令和8年法律第31号）附則第1条第6号に定める日から施行する。

#### 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、本案を提案するものである。

議案第 4 2 号

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年南幌町条例第 1 7 号）の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 7 日提出  
南幌町長 大 崎 貞 二

記

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例

南幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年南幌町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第５２条」を「一第５２条」に改める。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「公正な方法」の次に「（第４項において「選考方法」という。）」を加え、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第４項中「、選考方法」を「、選考方法又は前項に規定する選考の方法」に改める。

第７条第２項中「、法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「、保育認定子ども」に改める。

第９条第１項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第１３条第４項第３号ア（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下イ」を「以下このイ」に改め、同号イ（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「第６条第２項及び第３項」を「第６条第２項」に、「選考方法」を「選考方法及び同条第３項に規定する選考の方法」に改める。

第25条中「、幼稚園」を「、学校教育法第1条に規定する幼稚園」に、「、学校教育法」を「、同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」」を「、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」」に、「、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「、同条第4項第3号中イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども数」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども」を「、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限

定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。)を除く。)は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

- (1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
- (2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)」を、「この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項に規定する場合には、特定地域型保育事業者は、同項に規定する選考方法」を「前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「事業者により特定地域型保育」を「(満3歳以上限定

小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）」に改め、「その他の」の次に「法第19条第3号に掲げる」を加え、「以下この号及び第6項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条第7項中「限る。）は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小規模保育事業」を「限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条及び第49条中「、満3歳未満保育認定子ども」を「、保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費」を「、第14条第1項中「施設型給付費」に、「第19条において同じ。）」の次に「」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」とあるのは「特定地域型保育を提供したことを証する書類」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」」を加える。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「「同号」とあるのは「同項第3号」と、」を「次条第3項及び第52条第3項において同じ。」に改め、「この章（ ）の次に「第37条第3項、第39条第3項及び」を加え、「次条第3項」を「第52条第3項」に改め、「以下この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、「法第19条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。）」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。））、第17

条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第1項の規定により特定地域型保育には」を「第1項の規定により」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、本案を提案するものである。

発議第10号

総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務  
調査について

このことについて、総務常任委員長、産業経済常任委員長、議会運営委員長より別紙のとおり所管事務調査について通知があったので、議会の承認を求める。

令和8年9月7日提出  
南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦

記

令和8年8月31日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

総務常任委員長 家 塚 雅 人

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 1 調査事項 | 総務常任委員会所管に関する事項             |
| 2 調査期間 | 自 令和8年10月1日<br>至 令和8年12月31日 |
| 3 経 費  | 予算の範囲内                      |

令和8年8月31日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

産業経済常任委員長 石 川 康 弘

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第1項の規定により通知します。

記

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 1 調査事項 | 産業経済常任委員会所管に関する事項           |
| 2 調査期間 | 自 令和8年10月1日<br>至 令和8年12月31日 |
| 3 経 費  | 予算の範囲内                      |

令和8年8月31日

南幌町議会議長 側 瀬 敏 彦 様

議会運営委員長 佐 藤 妙 子

所管事務調査について

本委員会は、下記により所管事務について調査することに決定したので会議規則第73条第2項の規定により通知します。

記

- |        |                             |
|--------|-----------------------------|
| 1 調査事項 | 議会運営委員会所管に関する事項             |
| 2 調査期間 | 自 令和8年10月1日<br>至 令和8年12月31日 |
| 3 経 費  | 予算の範囲内                      |

## 報告第4号

### 株式会社南幌振興公社経営状況報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和7年度株式会社南幌振興公社経営状況について報告する。

令和8年9月7日提出  
南幌町長 大崎 貞二

記

